

第 22 回早稲田矯正保護展 少年院出院者の社会復帰への道

第 22 回早稲田矯正保護展実行委員会

法学部公認サークル犯罪学研究会
早稲田大学法学部石川正興ゼミ
早稲田大学文学部藤野京子ゼミ
早稲田大学法学部小西暁和ゼミ
早稲田大学広域 BBS 会

はじめに

早稲田矯正保護展は、「法学部公認サークル犯罪学研究会」「早稲田大学法学部石川ゼミ」「早稲田大学文学部藤野ゼミ」「早稲田大学法学部小西ゼミ」「早稲田大学広域 BBS 会」などの学生団体の他に、「早稲田大学社会安全政策研究所」「更生保護法人更新会」「保護司稲門会」も主催する、犯罪者や非行少年の矯正・更生保護に関する研究発表展です。数多くの方々のご支援、ご協力のおかげで、本年度で 22 回目を迎えることができました。

今年度は「少年院出院者の社会復帰への道」と題し、少年院出院者を対象として少年たちの社会復帰に関して「出番」の創出の観点から研究をして参りました。

非行少年の数は年々減少しており、少年院に入院する少年も減少しています。しかし、少年院出院者の再入院、刑務所入所率は依然として 2 割を超えています。非行少年の中には、家族と適切な関係を築けないことや、他に頼ることのできる相手が存在しないことを非行の原因とする少年がいます。加えて、就労先、就学先に溶け込めなかったことも非行の原因となっています。そのため、私たちは疎外感から非行を行う少年が多いのではないかと推測しました。そして少年院出院者の再非行・犯罪防止のためには、少年が自分の価値を認められていると感じることのできる場が必要だと考えました。現在、行政や民間が様々な支援を行っていますが、保護司、雇用主をはじめとして特定の人にかかる負担が大きといった課題も存在しています。

本報告書では、少年院出院者に対する社会復帰支援の現状、特に就労先や帰住した地域で行われている取組みについて取り上げ、そして少年院出院者が再び非行・犯罪を行わないための今後の支援のあり方について私たちの考えを述べております。

学生の研究発表ということもあり、稚拙な部分もあるかと存じます。しかしながら、この報告書がご来場いただいた方の何らかのお役に立つことがございましたら幸いです。

第 22 回早稲田矯正保護展実行委員長
法学部 3 年（犯罪学研究会所属）徂徠 千草

目 次

第 1 章	「出番」の創出による社会復帰支援の意義	3 頁
第 2 章	地域での受け入れ体制強化に向けた取組み	9 頁
第 3 章	職場での受け入れ体制強化に向けた取組み	27 頁
総括		45 頁

第1章 「出番」の創出による社会復帰支援の意義

第1節 本研究における対象者と研究動機

2015（平成 27）年の非行少年の家庭裁判所終局処理人員数は 82,441 人であった。また、同年の少年院入院者は 2,743 人であった。非行少年のなかで少年院入院者が占める割合は約 3.5%と非常に少ないが、本研究では以下の理由から少年院出院者に焦点を当て研究を行うこととした。

1 点目の理由として、再入院・刑事施設入所率¹の高さが挙げられる。2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度の統計によると、少年院出院者の約 2 割が再犯・再非行²を行っている³。その一因として、就学・就労ができない、または就学や就労ができたとしても続かないという問題が存在する。少年院を出院した少年は、様々な要因からこれらの問題に自力で立ち向かうことができないことも多い。そのため、少年が自分で問題を乗り越え社会復帰を目指す際に自ら選択できるような様々な支援が必要であると推測し、そのあり方についても考察する必要があると考えた。

2 点目の理由は少年院出院者が刑事施設に入所する前に社会復帰を果たすことが、将来の非行・犯罪防止にも繋がると考えられることである。刑務所に入所する者のうち、少年院入院経験を有する者は少なくない⁴。ある第二種少年院では、少年院は少年が刑事施設に入所することを止めることのできる最後の場であると伺った。同少年院では、少年院出院者の多くは出院時には自分が社会に復帰することを目指していることも伺った。少年が支えを得ることで、将来犯罪を犯すことの回避を目指すことが必要であると考えた。

3 点目の理由は、本研究を行った私たちが非行少年と同年代であることだ。少年院に入院する少年は 18、19 歳が多く、大学生である私たちと同じ年頃である。本章第 3 節で述べるが、統計から、全国平均に比べて少年院出院者は家庭環境に恵まれないことや就学率が著しく低いことが分かる。また、とある少年院を訪問した際に、厳しい状況下で生まれ育ち、非行を行った少年の話を伺った。少年たちと同一の環境に置かれたならば、私たちも少年たちと同じように非行を行っていたかもしれない。非行少年を遠ざけるのではなく、その実状を正しく理解し少年たちの有する課題に向き合う必要があると考えた。

¹ 「再入院・刑事施設入所率」は少年院出院者の人員に占める、5 年間の各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。

² 今年度の私たちの研究では、「犯罪」を「有罪の確定判決を受ける行為」という意味で用いる。

また、「再非行」を「前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙されること」という意味で用いる。法務省法務総合研究所編『〔平成 23 年度版〕犯罪白書』（日経印刷、2011 年）243-244 頁。

³ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年度版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）244 頁。

⁴ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年度版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）218 頁。

第2節 本研究における「出番」の創出について

2012（平成24）年7月、政府の実施した犯罪対策閣僚会議は「再犯防止に向けた総合対策」の重点施策の一つとして、「社会における『居場所』と『出番』をつくる」ことを掲げた。そして具体的内容として、住居の確保、就労の確保、社会貢献・参加活動の推進、犯罪被害者に関連した指導、満期釈放者等に対する支援、の五つを挙げた⁵。2016（平成28）年7月には「再犯防止に向けた総合対策」の5年間の成果と課題が提示された。成果としては、刑務所入所者の再入率⁶が着実に減少していることが挙げられた。今後の課題として、出所者が①従来の支援に加えて地域社会の中で継続的に支援を受けながら生活すること、②その中で仕事や地域活動の担い手となり地域社会を支える人材となること、以上2点を目指す取組みを行うことが挙げられた⁷。なお、同年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行された。その成立を受け2017（平成29）年に再犯防止推進計画案⁸が検討されており、再犯・再非行防止に向けて現在様々な取組みが行われている。

上記の政策から分かるように、再犯・再非行の防止には「居場所」と「出番」の創設が必要であるとされている。「居場所」と「出番」については、前述したように犯罪対策閣僚会議が五つの項目を挙げており、それに基づいて理解がなされている。本研究では「居場所」を「物理的な住居」、「出番」を「少年が社会で活動、さらには活躍する機会」と定義し、特に「出番」に着目した。少年の「出番」となる場所は職場や学校、さらには地域である。少年はこれらの場所において「出番」を得ることで、周囲との関わり方を学び全力で取組むことの達成感を感じることができる。それらの経験を経ることが、社会復帰へと繋がると推測する。第3節で述べる現状からもわかるとおり、少年は「出番」を得ることが難しい環境に置かれている。少年が「出番」を得るためには、職場や学校、地域の人々といった周囲の理解を得、支援を受けることが必要である。そのため本研究では「出番」創出のための受け入れ体制の強化について検討した。

第3節 少年院出院者の特徴

1、少年院入院時の非行の現状

2016（平成28）年の少年院新収容者の保護処分歴をみると、新収容者2,563人のうち、保護観察歴のある者は1,431人で約56%であった。また、児童自立支援施設・児童養

⁵ 首相官邸 HP 「犯罪対策閣僚会議 平成24年 犯罪防止に向けた総合対策」
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai19/siryoku1_2.pdf) (2017年11月17日閲覧)。

⁶ 再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう。

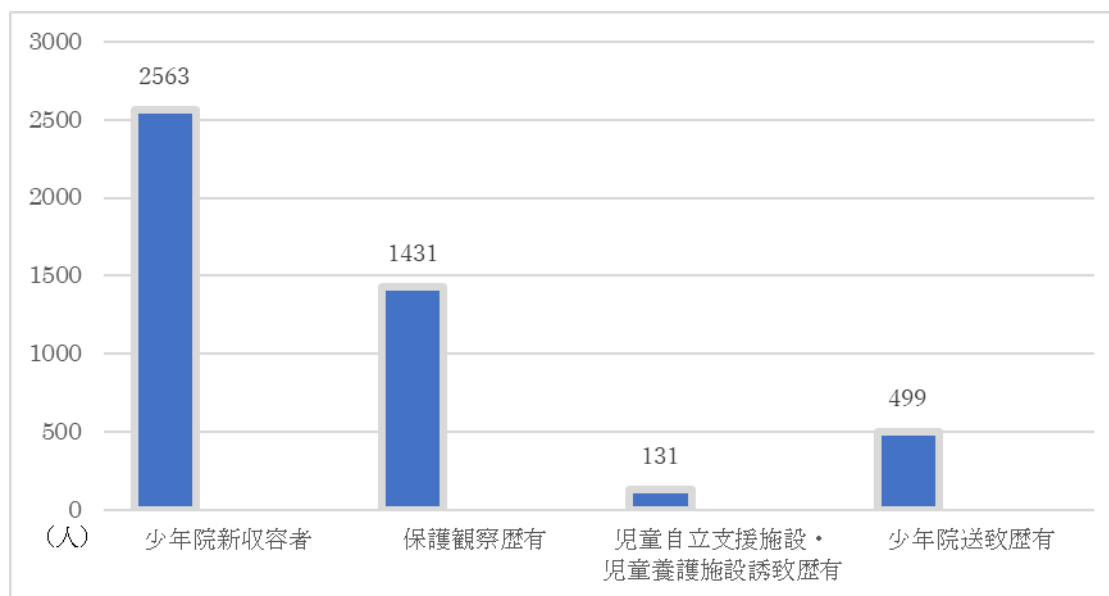
法務省法務総合研究所編『〔平成28年度版〕犯罪白書』（日経印刷、2016年）220頁。

⁷ 法務省 HP 「再犯防止に向けた総合対策・5年間の成果と課題【概要版】（H29.4）」
(http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00005.html) (2017年11月7日閲覧)。

⁸ 法務省 HP 「再犯防止推進計画（案）」(<http://www.moj.go.jp/content/001237167.pdf>) (2017年11月17日閲覧)。

護施設送致歴のある者は 131 人で約 5%、少年院送致歴のある者は 499 人で約 19%であった。少年院に入院する者の半数以上が過去に何らかの保護処分を受けていることから、一部の少年院入院者は既に非行を行っていたことが推測される。(図 1 参照⁹⁾)

図 1 少年院新収容者処分歴



注：『少年矯正統計』「少年院別 被収容者の保護処分歴等」

2016（平成 28）年より筆者作成。

2、少年院出院者の再入院・刑事施設入所の現状

2011（平成 23）年の少年院出院者の 2 年以内の再入院・刑事施設入所率は 11.8%であり、5 年以内の再入院・刑事施設入所率は 21.7%であった¹⁰（図 2 参照）。

一方で、出所受刑者の再入率の推移をみると、2014（平成 26）年の出所受刑者の 2 年以内の再入率は 18.5%、2011（平成 23）年の出所受刑者の 5 年以内の再入率は 38.8%であった¹¹。

以上の数字から少年院出院者は刑事施設出所者に比べ再入率が低く社会に復帰できている者の割合が高いことが分かる¹²。しかし、2011（平成 23）年の少年院出院者の 21.7%が 5 年以内の再入院・刑事施設入所に至っている。

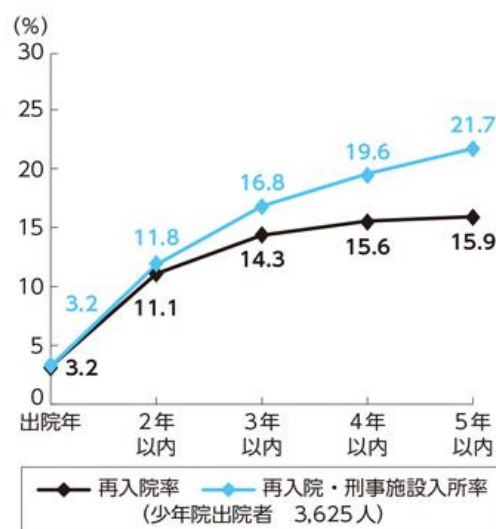
⁹ 政府統計の総合窓口「少年矯正統計 少年院別 新収容者の保護処分歴等」（2016 年）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001187225>（2017 年 11 月 7 日閲覧）。

¹⁰ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年度版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）244 頁。

¹¹ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年度版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）228 頁。

¹² 脚注 10 と脚注 11 は異なる年度のデータであり、両者を正確に比較することはできないため大まかな比較となっている。

図2 少年院出院者 5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率



注：『〔平成 28 年度〕 犯罪白書』 244 頁から引用。

また、2015（平成 27）年の少年院仮退院者の保護終了人員中の再処分率¹³は 20.4%であった。よって少年院出院後も、一部の少年は再非行・犯罪を行っていると考えられる。

3、少年院入院者の家庭環境

2015（平成 27）年の少年院入院者の保護者状況別構成比を男女別にみると、男子で保護者が実父母である割合は 31.4%であった。両親（義母・義父含む）がいる割合は 43.6%であった。また、女子で保護者が実父母である割合は 19.0%であり、両親（義母・義父含む）がいる場合は 35.6%であった¹⁴。

総務省統計局の家族類型別一般世帯数のデータ¹⁵をみると全国の 18 歳未満の世帯員のいる世帯は 11,375,000 世帯であり、そのうち保護者が両親である割合は約 84.6%であった。総務省の統計は 18 歳未満の世帯数の統計であるため、少年院入院者に 18 歳、19 歳が多いことを踏まえると双方の比較はできないが、参考までに載せる。

さらに、2015（平成 27）年の少年院入院者の被虐待経験別構成比をみると、男子は 26.7%、女子は 42.4%が被虐待経験を有している¹⁶¹⁷。

¹³ 保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分を受けた者の人員の占める比率を指す。また、施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分をここでは含み、刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。

『〔平成 28 年度版〕 犯罪白書』（日経印刷、2016 年）247 頁。

¹⁴ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年度〕 犯罪白書』（日経印刷、2016 年）124 頁。

¹⁵ 総務省統計局 HP「家族類型別一般世帯数」（<http://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm>）（2017 年 11 月 7 日閲覧）。

¹⁶ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年度〕 犯罪白書』（日経印刷、2016 年）124 頁。

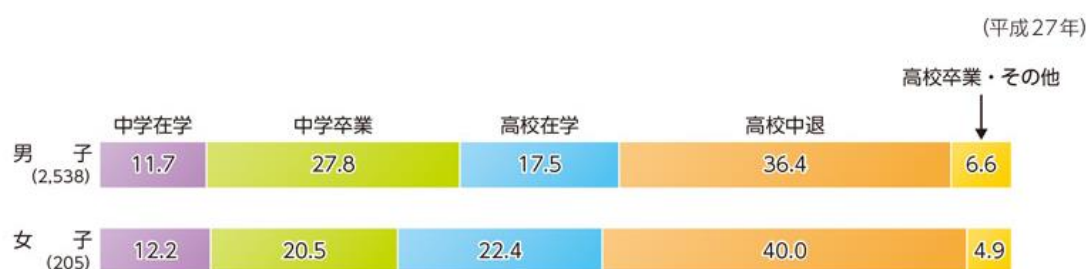
¹⁷ なお、虐待に関しては 11 頁第 2 章第 1 節を参照されたい。

4、少年院入院者の就学・就労状況

2015（平成 27）年の少年院入院者の教育程度別構成比をみると、男子は中学卒業が 27.8%、高校中退が 36.4%であった。女子は中学卒業が 20.5%、高校中退が 40.0%であった（図 3 参照）。男女どちらも中学卒業・高校中退をしている者の割合が 60%を超えている¹⁸。

一方で、全国の高校進学率は通信制を含めると 98.0%であった¹⁹。また、全国での高校中退の割合は 1.5%であった²⁰。このことから、少年院入院者の就学割合は、全国に比べて低いことが分かる。

図 3 少年院入院者の教育程度別構成比（男女別）



注：法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年度版〕犯罪白書』123 頁から引用。

また、少年院入院者の就学・就労状況別構成比をみると、男子で無職の者は 29.5%、女子で無職の者は 45.9%であった²¹。

図 4 少年院入院者の就学・就労状況別構成比（男女別）



注：法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年度版〕犯罪白書』123 頁から引用。

5、少年院出院後の就学・就労状況

2015（平成 27）年の少年院出院者の進路は、30.7%が就職決定、4.0%が高等学校復学決定、2.8%が中学校復学決定であり、44.1%が就職希望、15.5%が進学希望、1.1%が進路未

¹⁸ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年度〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）123 頁。

¹⁹ 文部科学省 HP 「高等学校教育の現状」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/main8_a2.htm）（2017 年 11 月 7 日閲覧）。

²⁰ 文部科学省 HP 「『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/09/1362012.htm）（2017 年 11 月 7 日閲覧）。

²¹ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年度〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）123 頁。

定であった²²。出院時に就職・復学が決まっている者は全体の 37.5%のみであり、残り 62.5%の者は出院後に進学・就労を目指す現状が存在する。

第4節 まとめ

ひとり親家庭の中には、親が多忙なため親子で十分な対話の時間を取れない家庭が存在する。さらに、虐待を受けたことで家族を頼るべき存在としてみることでできなくなってしまう少年も存在する。そのため、一部の少年院入院者の家庭では、家が「住む場所」としての役割を果たしても「出番」を支える存在としての役割を果たせず、少年が厳しい環境に置かれることがあるのではないかと考える。

加えて、少年院入院時の就学・就労状況をみると、全国の平均に比べ著しく就学率が低いことが分かる。また、無職の者も男子は 29.5%、女子は 45.9%存在する。このことから、就学先・就労先が少年にとって「出番」としての役割を果たしていないことが多いのではないかと考える。

以上のことから、今まで十分な「出番」がなかったことが非行の一因となっており、少年が様々な「出番」の選択肢を得ることが、少年が出院してやり直したいと思った際のハードルを低くすることに繋がるのではないかと考える。少年院入院時に既に非行を繰り返した経験を持つ者が存在し、さらに少年院出院後、出院者の約 2 割は再非行・犯罪を行っている。この事実から分かるように、少年院出院者の社会復帰は容易ではない。また、仮に周囲の環境が完全に整っていたとしても、本人の意志がなければ何も始まらない。これらの事実を踏まえたうえで、少年が社会に出てやり直したいと思った際に活躍できる「出番」の観点からの支援が重要であると考えた。

本研究では「出番」の創出に向け「地域班」と「職場班」の二班に分かれ、前者で「地域での受け入れ体制強化に向けた取組み」、後者で「職場での受け入れ体制強化に向けた取組み」を検討していく。

²² 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年度〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）130 頁。

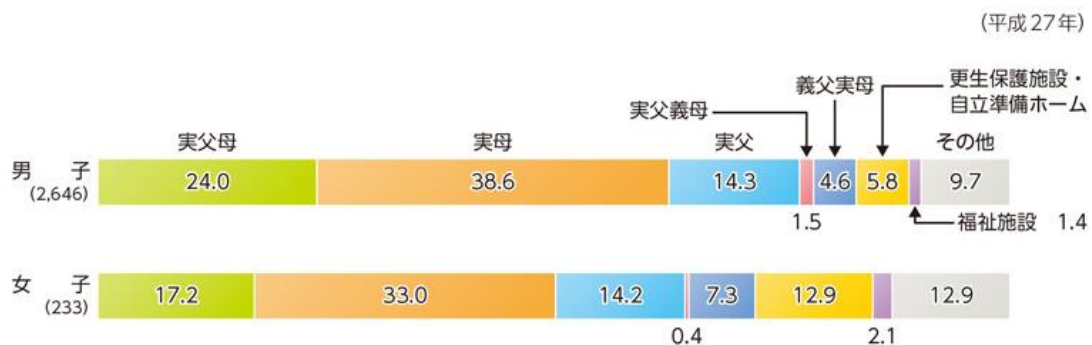
第2章 地域での受け入れ体制強化に向けた取組み

第1節 導入

1、地域での少年の支援

本章では少年が少年院出院後に帰住先となる地域において人間関係を築き、円滑な社会復帰を目指すことを目標とする。そのため地域での少年の受け入れ体制を強化することについて論じる。少年は出院した後、約8割の少年が親元に戻る²³（図5参照）。その帰住先の地域で少年を取り巻く人間関係として、家族や保護観察官、保護司が主に挙げられる。少年の社会復帰には、これらの人々との繋がりが多く強いほど有効であると考えられる。少年の自立支援を行っている自立援助ホームあすなろ荘の職員の方のお話によると、「少年の社会復帰には個々の繋がりでなく、複数人で少年を支える応援団のような繋がりが大切である」とのことである。なぜなら個々の繋がりで支援できる範囲に限られることや、少年の状況を把握しきれないことがあるからである。応援団のような繋がりとはいくつか具体的には、保護者を含む家族、保護観察官、保護司など複数の方が少年を共に見守り、少年が困った際には協力して相談に応じ、情報共有をし合うという複数人での支援関係である。社会復帰の主体はあくまで少年自身であるということを踏まえ、そのうえで少年が主体的に社会復帰することを手助けできる受け入れ体制を整えることを目指す。

図5 少年院出院者の出院時引受人別構成比（男女別）



注：法務省法務総合研究所編『〔平成28年版〕犯罪白書』130頁から引用。

そして、これらの繋がり以外にも重要とされるものが存在する。それは非行・犯罪経験者同士の繋がりや自助団体での繋がりである。重要といえる理由として、その者同士でしか理解することのできない悩みを打ち明け共感を得られることや、非行経験のある元少年

²³ 法務省法務総合研究所編『〔平成28年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016年）130頁。

からの助言の方が、そうでない方からの助言よりも非行を行った少年に伝わりやすい場合があることが挙げられる。現在、自助団体として「セカンドチャンス！」などが活動を行っている。その交流会に参加させていただく中で、出院者の方が「悩みや愚痴を言い合えるような当事者同士の繋がりが欲しい」と述べていたことや、自立援助ホームあすなろ荘の職員の方、再非行防止サポートセンター愛知の職員の方が「非行・犯罪経験があり、社会復帰をした大人の助言が少年に伝わりやすい場合がある」と述べていたことから非行・犯罪を経験した当事者同士の繋がりの重要性が分かる。さらに、今回の矯正保護展の講演者である五十嵐弘志氏は過去に矯正施設に入所しており、その経験から手紙という媒体によって社会と繋がることが精神的な支援となると感じ、受刑者に手紙を送る「マザーハウス・ラブレター・プロジェクト」をはじめとした受刑者・出所者に対する支援を行っている。このことから、当事者にしかできない支援があることが窺える。

一方、当事者でなくとも少年の更生に理解があり支援を行っている方や団体の存在も少年の社会復帰に大きな役割を果たす。少年の社会復帰の過程では、非行・犯罪経験のない人々や矯正保護に携わっていない人々など、非行を行う少年に関する知識が比較的少ない人々との関わりが必ず生じてくる。その中で、非行を行った少年への理解がある支援団体の方々とまず関わりを持ち、段階的にコミュニケーションをとる必要がある。今回の講演者である岩崎欣一氏も、当事者ではない立場から農業を通じて出院者・出所者の社会復帰を支援する体制を整えている。

さらに少年特有の繋がりとして中心的なものが学校である。『〔平成 28 年度版〕犯罪白書』によると、少年院出院者の 74.8%が就職決定・就職希望である中、高校や中学復学決定の少年が 6.8%、進学希望者も 15.5%存在する²⁴。2016（平成 28）年の就学・復学希望者は数にすると約 640 人となる。通学をする少年にとって、学校で過ごす時間は生活の多くを占め、学校での人間関係が社会復帰の鍵の一つとなるといえる。就労を希望する少年と比べれば割合は少ない。しかしながら進学、復学は少年にとって将来を考える上で大切な選択の一つであり、就学支援が重要であると考えられる。さらに、就学・復学を選ばない者も就職のために高卒認定試験が必要となる場合が多い。これらの者の資格取得のための修学支援も重要である。

学校に関する実際の取組みの例として、中学校に専属の保護司である学校連携担当保護司を配置し、非行を行った少年の面倒を見たり非行防止活動を行ったりしているという地域がある。少年の非行は、少年が内面に抱える問題以外に家庭、学校、地域社会のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合っており、学校と保護司が連携し少年と向き合うことが必要とされる²⁵。

以上を踏まえ、地域班では就学・復学希望者を含め少年院出院後に少年が帰属する地域での少年の受け入れ体制強化と支援について研究を行う。目指すものとしては、少年が地

²⁴ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）130 頁。

²⁵ 法務省法務総合研究所編『〔平成 24 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2012 年）263 頁。

域で人々との関わりを持つことができ、少年を支援する方や組織間でも連携が取れ、少年を多方面から支援できる体制である。

2、少年が抱える愛着の問題・拠点となる場所の必要性

非行に走ってしまう少年には、対人関係をうまく構築できないものが少なくないとされている。この要因として、養育者との適切な関係を築くことができない環境で育った事により、愛着（attachment）に問題が生じていることが推定される。そのためこの「愛着」の問題について述べる。

（1）愛着

愛着とは、Bowlby が定式化した理論である²⁶。乳幼児が母親等の養育者と乳幼児が安定した信頼関係を築くことによって、そこが「安全基地」となり、そこを拠点として安心して外界を探索できるようになるというものである²⁷²⁸。「安全基地」とは、いざというときに頼ることができ守ってもらえる居場所であり、心の支え・よりどころとすることができる存在であるという²⁹。子どもはそこを拠点として探索を行うことにより学習し、さらに探索を行うことで健全に発達していくことができる。

人は、幼児期から青年期の経験によってそれぞれの愛着スタイルを持つとされている³⁰。安定した愛着を形成できず、愛着が「安全基地」として十分に機能していない場合、子どもは安心して探索行動を行うことができなくなり、知的興味や対人関係において無関心になったり消極的になったりする³¹。また愛着が不安定な者は、十分に探索行動ができず学習の機会に乏しいことから、攻撃性や怒りの処理の仕方を十分に身に付けられず様々なトラブルを招きやすい³²と言われている。と言われている。さらに、守ってくれるはずの存在（母親等の養育者）から虐待を受けて育つことにより、子どもは基本的安心感・基本的信頼感を育むことができなくなってしまう³³ため、助けを求めることができなかつたり、相手に拒絶されることを不安に思い自分の言いたいことをうまく伝えられなかつたりする³⁴と考えられている。

（2）愛着の問題と問題行動（非行・犯罪）との関係性

犯罪心理学分野においても、青年の適応状態には愛着が重要な意味を持つため、その不安定な形成が、社会的不適応行動を引き起こす要因³⁵として考えられている。

²⁶ J.ボウルビィ『母子関係の理論 I 愛着理論』（黒田実郎=大羽葵=岡田洋子ほか訳、岩崎学術出版社、1991年）1頁。

²⁷ J.ボウルビィ・前掲注〔26〕215-305頁。

²⁸ 萩原英敏「3歳未満児保育から見た、親子関係が、青年期前後の人格形成に及ぼす影響について その1 精神分析学の流れをくむ、BowlbyのAttachment理論や、EriksonのLife cycle理論から見た保育問題」（淑徳短期大学研究紀要第52号、2013）45-47頁。

²⁹ 岡田尊司『愛着障害 子ども時代を引きずる人々』（光文社、2016年）258-259頁。

³⁰ 金政祐司「青年期の愛着スタイルと感情の調節と感受性ならびに対人ストレスコーピングとの関連」パーソナリティ研究14巻1号（2005年）4頁。

³¹ 岡田尊司・前掲注〔29〕33頁。

³² 岡田尊司・前掲注〔29〕196-197頁。

³³ 岡田尊司・前掲注〔29〕28-31頁。

³⁴ 岡田尊司・前掲注〔29〕19-20頁。

³⁵ 佐藤朗子=辻井正次=中島啓之「愛着の仕方に見る非行少年の特徴」

私たちが数々の団体や施設を訪問し調査する中で明らかになった少年の特徴も、愛着の問題からくる報告と合致した。例えば、沖縄県子ども若者みらい相談プラザ sorae の職員の方は、相談に来る少年の大半に共通する点として「自分の悩みをなかなか人に相談することができない」ことや「コミュニケーションが苦手である」ことを挙げていた。また、自立援助ホームあすなろ荘の職員の方は、「少年たちは、あまり遠くに行きたがらない。自分が行ったことのない所には行きたがらず、いつも同じ拠点を巡っている」と話していた。そしてある少年院の法務教官の方は、自分の言いたいことをうまく相手に伝えられない少年が多いことを話していた。

日本弁護士連合会が 2001（平成 13）年に実施した非行少年・保護者と一般高校生との比較アンケートにおいても、一般高校生と比べ、非行少年は虐待された経験を持つものが多い³⁶という結果が出ている。また法務総合研究所が 2001（平成 13）年に実施した少年院在院者に対する被害経験アンケートにおいても、70%以上の少年に、家族以外の者及び家族からの加害行為で被害を受けた経験がある³⁷と報告されている。私たちが本研究のため訪問・調査した、沖縄県子ども若者みらい相談プラザ sorae、日本子どもソーシャルワーク協会、自立援助ホームあすなろ荘の職員の方も、少年の問題行動の背景にあるものとして虐待といった不健全な養育環境を挙げていた。

T.Hirschi が提唱した「ボンド理論」においても、四つの要素からなる社会に対する個人の絆（ボンド）が弱まったり失われたりしたとき、非行が起きやすくなると説明されている³⁸。四つの要素とは①親や家族等の身近な人や集団に対する愛着や帰属意識である「愛着（attachment）」、②遵法的な活動や日常の日課に打ち込むことによる「巻き込み（involvement）」、③学業や部活動等に取り組む努力し、成果を積み上げ周囲の評価を得、将来の希望が持てるという「投資（commitment）」、④遵法的な集団に同化し、社会の規範や法律の正統性に信頼を持っているという「信念（belief）」である³⁹。

（3）問題行動（非行・犯罪）の克服について

愛着理論とボンド理論を援用すると、少年の問題行動を克服するためには少年の心の支えとなる拠点が必要であると考えられる。愛着理論の「安全基地」は、ボンド理論の「帰属意識を持てる身近な人や集団」ということになるだろう。少年の問題行動抑止に求められるものは自分に共感され、周囲からも受け入れられる環境ともいえよう。環境が整うことによって、遵法的な集団に同化し、生涯を通じて発達していくという気質や性格の健全な成熟が期待できると考えられる。

心のよりどころ作りの考え方は、本研究のため訪問・調査した自助団体「セカンドチャ

日本教育心理学会総会発表論文集（1993 年）336 頁。

³⁶ 日本弁護士連合会『少年法適用年齢引き下げを語る前に』（2017 年）7 頁。

³⁷ 板垣嗣廣=松田美智子=栗栖素子ほか「法務総合研究所研究部報告-少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査（11）」（法務省、2001・03 年）10 頁。

³⁸ T.ハーシ『非行の原因 家庭・学校・社会のつながりを求めて』（森田洋司=清水新二訳、文化書房博文社、1995）29 頁。

³⁹ T.ハーシ・前掲注〔38〕29 頁。

ンス！」の交流会において当事者の方が話していた「どうしても社会の風当たりは冷たいため、傷つけられることがなく、受け入れてもらえて、不安や悩みを安心してさらけ出せる居場所が欲しい」ということにも繋がる。したがって私たちは、少年が出院後に帰属する地域において、心の支えとなる拠点、つまり心のよりどころを見出すことのできる環境が必要であると考えます。

第2節 少年の社会復帰に向けた取組みの現状

1、少年院における取組み

(1) 少年院法による少年院出院者の相談に関する規定

少年院は、矯正施設として、非行を行うに至った少年の施設内処遇を行うが、少年が出院した後も、少年や保護者からの相談を受け付ける等の取組みを行っている。

少年院法第146条「少年院の長は、退院し、若しくは仮退院した者又はその保護者その他相当と認める者から、退院し、または仮退院した者の交友関係、進路選択その他健全な社会生活を営む上での各般の問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは、少年院の職員にその相談に応じさせることができる。」と出院者等からの相談に応じることを規定している。また相談内容から他の機関が相談に対応することが適切であると判断した場合は他の適切な機関を紹介するようにし、仮退院中の者に係る相談を求められた場合は保護観察所と連携して相談の内容や結果等の伝達を行い、その後の保護観察処遇へとスムーズに繋がるように努めている。

ある少年院では、出院後の少年院への相談については生活のしおりに記載し入院時のオリエンテーションや出院時、保護者会においても伝達を行っている。出院時には出院者が困ったときの相談場所を記した「トゥモローナビ」を配布している。さらにハローワークのガイドを渡すことも行っており、ハローワークへの相談を促している。相談内容は交友関係、進路選択、家族関係、職場や学校での悩みなど多岐に渡る。

(2) 少年院出院から保護観察への流れ

少年院を満期で出院した者に対しては、更生緊急保護を除き、これ以降の手続きはないが、収容期間満了前に仮退院する者には保護観察が付される。

少年院にて仮退院の申出があると、その審理が始まる。保護観察所は、その者が帰ることが見込まれる住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整える。また、保護観察所の保護観察官はその者の家族と面接を行うなどし、住居や就業先の確保のために調査や調整をする。また、時には収容中の少年と面接をすることもある。

その後、地方更生保護委員会の保護観察官が、少年院の少年との面接の中で非行に対する考え、問題性、出院後の生活計画などを調べるなどし、そのうえで仮退院の審理のため

の資料作りや保護観察所への情報提供を行う。

そして仮退院の許可が出ると、保護観察所の保護観察官は地域の保護司と共に保護観察を開始する⁴⁰。

2、保護観察期間における保護観察官と保護司の取組み

(1) 保護観察官と保護司の連携

日本における保護観察は、保護観察官が直接に指導監督や補導援護を実施する場合や更生保護施設などに補導援護の措置を委託して実施する場合を除き、保護観察官と保護司が、事件の主任官及び担当保護司として協働体制のもと実施する。これは、保護観察官の専門性と保護司の民間性や地域性といったそれぞれの特性を活かし、保護観察をより効果的にしようとするものである。

保護観察開始の際は、保護観察官が少年との面接の結果や関係記録に基づき保護観察の実施計画を作成し、保護司がそれに沿って保護観察を行い、月ごとに保護観察所にその経過を報告する。それを受けた保護観察官は担当保護司と意見交換をし、保護観察の実施計画の見直しや、保護司への指導・助言を行う⁴¹。

(2) 更生保護サポートセンターの役割

更生保護サポートセンターとは、保護司会が地域の関係機関や団体と連携しながら地域で更生保護活動を行うための拠点である。公的な建物等に専有できる場所を確保して、企画調整保護司が常駐している。2008（平成 20）年度から整備され、2016（平成 28）年度までに全国 459 か所に設置された。2017（平成 29）年度予算で新たに 42 か所を設置し、全国合計 501 か所となる予定である⁴²。更生保護サポートセンター設置の背景として、保護司の負担を低減するため保護観察事件等の処遇に困っている保護司の相談に対して常に対応できる体制を整える重要性があったこと、また地域の専門機関等と円滑な関係を構築するために調整役の存在が必要であったことが挙げられる⁴³。

機能・役割は、主に四つ想定されている。①保護司の行う処遇活動への支援（保護観察対象者との面接場所の提供など）、②地域支援ネットワークの構築（地域の様々な機関・団体との処遇協議の連携など）、③地域に根ざした犯罪・非行防止活動の推進（地域住民を対象とした非行防止セミナーの開催など）、④地域への更生保護活動に関する情報提供（関係機関・団体に対する研修講師派遣など）である。

更生保護サポートセンターの設置が、個々の保護司の能力発揮促進、保護司会の処遇能力向上、保護観察処遇充実の強化に繋がるとされ、結果として保護観察対象者の再犯防止に繋がることが望まれている。2013（平成 25）年 11 月に 155 の保護区を対象として実施

⁴⁰ 法務省 HP「保護観察官～罪を犯した人たちの立ち直りを支え、安全、安心な社会を目指す～」(<http://www.moj.go.jp/content/001128291.pdf>)（2017 年 11 月 2 日閲覧）。

⁴¹ 森長秀編『更生保護制度 [第 2 版] ー司法福祉』(弘文堂、2013 年) 36 頁。

⁴² 法務省 HP「更生保護サポートセンターとは」(http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo02_00053.html)（2017 年 11 月 7 日閲覧）。

⁴³ 法務省保護局更生保護振興課地域活動推進係「更生保護サポートセンターを活用した保護活動の促進について」更生保護 平成 24 年 5 月号（2012 年）13-15 頁。

されたアンケートによると、更生保護サポートセンターの設置によって 81.3%が「保護司活動の活性化が進んだ」、71.6%が「関係機関・団体との連携強化が進んだ」と回答しており⁴⁴、今後もその役割が期待される。

保護司の方に伺ったお話によると、保護司が更生保護サポートセンターを拠点とし保護観察に付されている少年に対し行っている活動として、月に2回程度の面接が挙げられる。さらに、地域ボランティア等の社会貢献活動を少年とともに行うこともある。社会性や規範性を少年に身に付けさせるだけでなく、自分は必要とされているという気持ちを持たせることを目的としている。さらに地域との連携として、地域の学校に対し学校連携担当保護司を置くことで、非行防止活動を推進している。

大田区の更生保護サポートセンターでは、地域の学校との連携として校長先生と協議会を行う等の活動や、3のつく日（日曜祝日を除く3日、13日、23日）にSUNカフェという保護司同士の情報交換や、技術研鑽の場を設けている。

保護観察に付された少年に対し指導監督・補導援護を主に行う保護観察官と保護司は、地域での受け入れ体制を考える際、重要な存在である。

3、NPO 法人「セカンドチャンス！」における取組み

「セカンドチャンス！」は少年院出院者が経験と希望を分かち合い、仲間としてともに成長することを目的とした自助団体である⁴⁵。各地に支所が存在しており、東京、大阪、名古屋、福岡、広島、長野、京都、佐賀などで活動を行っている。東京では85人の非行・犯罪経験のある当事者の方が参加し月に一度、参加希望者で交流会を行っている。他の地域でも同様の交流会を行ったり、複数地域での合同交流会を開催したりしている。交流会の中では、自分たちでテーマを出し合い、それに関して互いに本音を打ち明け話し合い交流しており、その中でも自身が話したくないことは話さない、などのルールを定め、配慮をしている。元出院者で年上の社会人の方がその場を主導し、前向きで落ち着いた雰囲気を作り出している。その他、少年院での面会や講演活動も行っており、昨年度は久里浜少年院において講演を行っている。代表の方のお話によると、参加している方は、「役に立ちたい、過去を乗り越えたい」等前向きで、貢献したいという思いを持つ方が多いそうである。一方で、団体と疎遠になる者も一部存在する。例えば、非行を続けてしまい行きづらと考え疎遠になってしまった例が挙げられる。また、交流を持った人の中にも矯正施設に入所する者も存在するそうである。

4、愛知県における NPO 法人の非行防止活動

（1）NPO 法人再非行防止サポートセンター愛知

社会復帰後の少年に対して、「信頼できる大人」「気軽に相談できる相手」として合宿や

⁴⁴ 法務省 HP「更生保護サポートセンター設置による効果について」(<http://www.moj.go.jp/content/001150314.pdf>) (2017年11月7日閲覧)。

⁴⁵ NPO 法人セカンドチャンス！(<http://secondchance1.blog37.fc2.com/>) (2017年11月1日閲覧)。

就労・就学サポート等を通じ、家族や各関係機関、地域と協力しながら再非行を行わないための活動をしている。少年鑑別所に入所したときから保護観察期間が終了したその後まで、切れ目なく一貫して少年との関わりを持つことを心がけている。

スタッフと会員には、社会福祉士、カウンセラー、会社経営者、非行経験から立ち直った社会人、弁護士、社会保険労務士、法務教官、元保護司、教誨師、大学生など、様々なバックグラウンドを持った人がおり、当事者と非当事者両方が少年を支援している。

活動内容としては「再非行を防止し、笑顔を取り戻す、四つ葉の再非行防止サポート」を掲げ、①再非行防止施設内サポート、②再非行防止社会内サポート、③再非行防止衣食住サポート、④再非行防止家族向けサポートの四つを行っている。①は非行経験を持っているスタッフが、少年鑑別所での面会や当事者付添人など逮捕された少年の付添人となり、少年鑑別所での生活スタート時から少年審判まで本人を中心として本人の最善を共に目指すことを目的としている。他に、スタッフが月に 1 回程度少年院に面会に行き、また手紙の交換をしながら、本人との関係性を築くという少年院面会・手紙サポートも行われている。②については、おかえり合宿、就労支援・就学支援・余暇支援、非行から離れるために必要な月に一度の再非行防止勉強会(CCNC study club: Cool 冷静に、Challenge 挑戦し、Natural 自然に、Change 変わる)や、その他、本人の本音と希望を基にしたサポートを行っている。③は、4s ホームと呼ばれる自立準備ホームにおいて行われる。ここでは、少年が一人暮らしを経験し、社会への適応を目指す。お伺いしたお話では、毎日スタッフとの面談があることを除き、規律は社会一般の常識に則っている。④は、電話やメール、面談での相談による親や兄弟向けの支援である⁴⁶。

また、「CCNC サポートプラン」というものにより少年の支援を行っている。これは NPO 法人再非行防止サポートセンター愛知における再非行から離れるためのサポートである。

少年鑑別所・少年院からサポートをスタートし①当事者付添人（名古屋少年鑑別所に観護措置中の少年が該当）②少年院面会・手紙サポート（帰住地が愛知県内であり、少年院在院中の少年が該当）、③社会復帰後、すぐに 1 泊 2 日の合宿（合宿にて、「本音と希望」を確認し合いながら、本人と共に CCNC サポートプランを立てる）④就労先や就学先へのマッチングや定着サポートによる、本音と希望を基にしたサポートという流れで行われている。サポートは二人一組で行い、二人のうち一人は当事者である。さらにその後、⑤CCNC study club へ参加し、⑥CCNC study club にて、非行・犯罪経験のある当事者として講師を経験する。このことにより、対象の少年はサポートされる側からする側への第一歩を踏み出す⁴⁷。

自らの過去や経験を大勢の前で話すということは相当な覚悟が必要なことである。講師を引き受けることにより、自分の気持ちを整理し自らを受け入れるきっかけの一つになると考えられる。実際に CCNC study club に参加した中で、講師をされていた方が自らの過

⁴⁶ NPO 法人再非行防止サポートセンター愛知 HP (<https://saihikouboushi-aichi.jimdo.com/>) (2017 年 11 月 5 日閲覧)。

⁴⁷ 前掲注〔46〕(2017 年 11 月 5 日閲覧)。

去を受け入れ、前向きに進もうとしている姿を拝見した。

（２）NPO 法人全国こども福祉センター

愛知県を拠点とする全国こども福祉センターでは、社会から遠ざかっており困難を抱えていても自分から相談できない、どこかのセーフティーネットにもかかることのできない子ども・若者を対象とし、非行の予防を目的とし繋がりを作る取組みを行っている。その手段として一歩踏み込む手法、すなわち「アウトリーチ（直接接触型）」を活用し、路上やネット上で少年たちにアプローチを行うことで、社会と子ども・若者がお互いに歩み寄るための働きかけを行っている。さらに、支援機関へ誘導するのではなく子ども・若者のいる場所に入り込み活動する「デタッチド・ワーク」という手法を用いている⁴⁸。同世代の学生などが主体的に取組み、友達や仲間として対等な立場で関わることを心がけている。代表の荒井和樹氏によると、少年にとって受動的な支援を与えるのではなく、何が必要なのかをヒアリング等を通じて少年本人に主体的に気づいてもらうということが大切であるという。参加学生に対しても、活動の詳細な理念や目的を押し付けるのではなく、自ら考える理念や目的に則り主体的に活動することを推奨している。

「アウトリーチ」とは、もともと「手を伸ばす、差し伸べる」という意味であり、科学技術や、芸術、医療、福祉などの分野で行われている。2000年代から、国内でニートや引きこもり、不登校等の子どもや若者が社会問題となったことを契機として、若年者支援におけるアウトリーチの試行が開始された。内閣府は子ども・若者育成支援推進法に基づき、2010（平成22）年からニート・引きこもり、不登校等の社会生活を営む上で困難を有する子供・若者を対象とし、「アウトリーチ研修」を開始した⁴⁹。

全国こども福祉センターでは、若年者支援におけるアウトリーチを広義の意味で捉え「支援や情報を届ける」「アクセスしやすくする手法」「普及」と定義している。具体的には、子ども本人に介入する個別的なアプローチだけでなく、マーケティングやブランディングの技術を活用し、社会に向け情報発信し社会構造にアプローチすることも広義のアウトリーチとしている⁵⁰。

また、アプローチに加え、子ども・若者の居場所づくりを行っている。具体的には、ハロウィンパーティー等の季節行事や、バドミントン、フットサル等を行い、学生やアウトリーチでつながった子ども・若者が参加をしている⁵¹。

少年が被虐待経験やいじめ、不良行為をきっかけに、自殺・不登校・ひきこもり・非行へと深化すると介入が困難となる。また、受動的な支援（施設・拠点型）機関・電話相談（緊急SOSダイヤル等）は複数ある。しかし、子どもが自分の困っていることを他者に分かるように言語化し、説明することは容易ではなく、子ども本人は「何に困っているかわ

⁴⁸ 荒井和樹=佐次田海斗『アウトリーチ国内普及プログラム報告書』（特定非営利活動法人全国こども福祉センター2017年）24-25頁。

⁴⁹ 内閣府 HP「アウトリーチ（訪問支援）研修」（<http://www8.cao.go.jp/youth/outreach/index.html>）（2017年11月21日閲覧）。

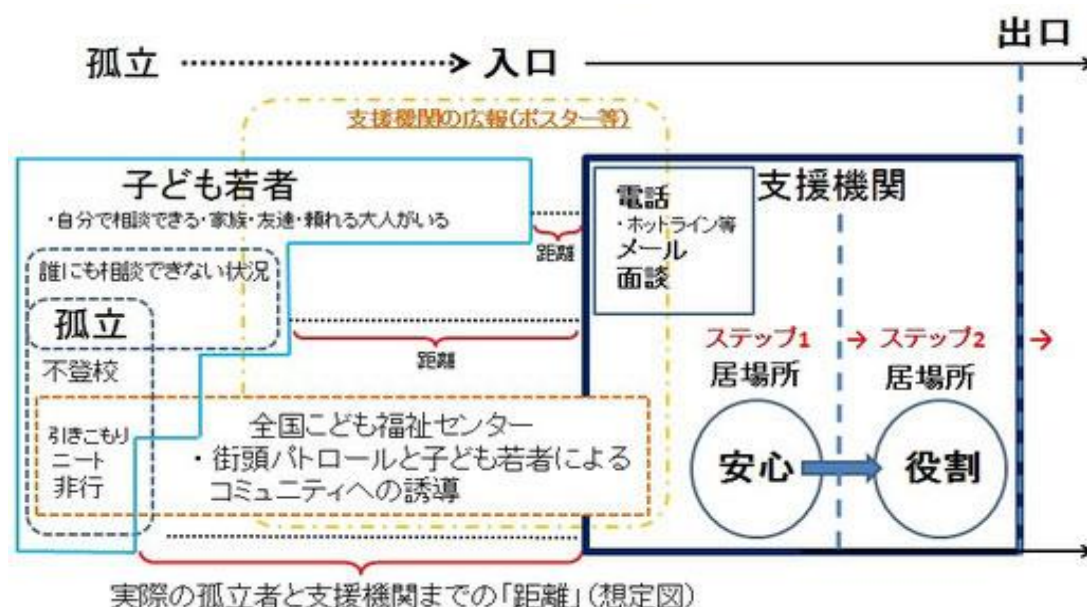
⁵⁰ 荒井和樹=佐次田海斗・前掲注〔48〕10頁。

⁵¹ 全国こども福祉センターHP「活動内容」（<https://www.kodomoo.net/activities/>）（2017年11月5日閲覧）。

からない」「説明できない」「不信感がある」等の理由により、相談窓口まで行けないこともある(図6参照)。施設収容や少年保護司法システムの枠組みによる支援が有効な子ども・若者がいる一方で、その支援方法が合わない場合の対策がなされておらず、現状は売春行為や犯罪行為で生計を立てている場合も少なくない。これらのことから全国こども福祉センターでは、アウトリーチ(直接接触型)を採用し、予防的アプローチを行っている。

活動の担い手は学生、一般市民、非行経験のある子どもであり、社会福祉士や保育士、医療関係者、再非行防止サポートセンター愛知との連携も行っている。具体的には全国こども福祉センターが繋がりを持った少年で非行傾向が進んでいる場合には、上述の再非行防止サポートセンター愛知に紹介をしている。

図6 孤立から「入口」までの距離



注：全国こども福祉センターHP「活動内容」(<https://www.kodomoo.net/activities/>)
(2017年11月26日閲覧)から引用。

5、課題

(1) 地域での少年の受け入れ体制の強化

上記の団体・機関を訪問した結果、現状の課題として出院後、社会復帰のために少年を受け入れる体制、少年が相談をすることのできる環境を整えることが必要であると感じた。少年が相談先に関して困る事例として、インターネットや電話が使えないため相談先を検索することや電話を掛けることもできないことがまず挙げられる。自立援助ホームあすなろ荘の職員の方のお話では、少年はアルバイトを行っていたとしても、しばしば金銭的問題から携帯電話の契約を解約する月があるという。さらに、夜間に少年が相談をしたくても、夜間相談を受け付けているところが少なく、警察に相談するということもあるそうだ。

このように、困ったとき思う様に相談をすることができない少年が存在する。この課題を受け、NPO 法人再非行防止サポートセンター愛知では、土日祝日や夜間にも非行少年と親を支援できるよう、365 日、24 時間利用可能なグループ LINE を活用するなどの取組みが実際に行われている。

少年院出院後に少年が相談場所を見出すための指導として、少年院内部での出院前指導や「トゥモローナビ」というハンドブックの配布、施設への紹介等の個別的な対応などが行われている。これらの取組みにより保護への「接続」に注力されている。保護観察中は、保護観察官、保護司の尽力により少年の社会復帰が支えられている。保護観察に付される少年は更生保護法 74 条により退院を許す処分となる場合を除くと原則、少年が 20 歳になり成人するまで保護観察のもとにある。保護観察期間終了後は、保護の枠組みから外れることとなる。この際に、就労先や就学・復学先、地域で少年が受け入れられ、少年が心のよりどころがあると感じられる状態が、少年の出番を支えるために必要と考える。そのために、保護観察期間中に地域で少年を受け入れる体制を作ることが必要である。受け入れ体制を強化した結果、少年が共感し周囲からも受け入れられる心の支えとなる拠点を見出せることが理想である。

具体的には、就学・復学する少年に対して、学校、保護者、保護司が連携し、少年の学校生活を支援できる体制を作ることや、必要に応じて専門機関や民間団体をその連携の枠組みに組み込むことが挙げられる。

現状の課題としてさらに挙げられることは、地域と学校との間の連携である。現状、保護司は学校と、催事への参加等に関して連携をしている。しかしお互いの業務が多忙であることなどから、非行防止に関する連携や、対象少年に関するアフターケアに関する情報の共有を十分に行うことは難しい。

（２）当事者同士の繋がり強化

先に述べたように、当事者同士の繋がりが出院後の少年にとって重要となる。少年院に収容されている間は、少年は社会との繋がりが希薄である。よって出院し再び社会に出た際、周囲の人々の協力が円滑な社会復帰に必要不可欠である。また、非行少年は非行をしない少年に比べて、自己肯定感が低い傾向にあり、また虐待などの経験から大人への不信感が強い傾向にある。そのため出院後に一から人間関係を構築することが困難であると考えられる。そうした困難や逆境から再非行に及んでしまう少年もいる。そうした際に、同じ経験を持った人々と交流し、同じ悩みを共有することは少年に悩んでいるのは自分だけではないという感覚を得ることは、再び社会に出るための心の支えになることが考えられる。少年院に入院したという経験は世間一般には特異な経験であり、誰にでも相談できることではない。また、そうした経験から生じる悩みや困難に共感できる者も限られる。出院者の気持ちを理解し、共感できる存在は、出院者であると考えられる。沖縄県子ども若者みらい相談プラザ sorae の職員の方は、コミュニケーション能力の低さから同じ経験を持つ人々と繋がりを持ちたいと思いつつも、そうした機会を持てない少年は多いと言う。

また、出院者への支援として重要なことは、少年を孤立させないことであると指摘している。

しかし現状では出院後に当事者同士で交流する場は限られている。今回の研究で、当事者同士で交流できる機会を提供している団体を調査したが、「セカンドチャンス！」以外の大規模な活動は見当たらなかった。例えば薬物依存症からの回復と自立を支援している支援グループであるダルク（DARC: Drug Addiction Rehabilitation Center）では、出所後に集団で認知行動療法に参加できる機会を提供しているが、日本では少年が出院後に生活技能訓練（以下 SST）や認知行動療法などを通して交流を持つことができる機会を提供している団体は見当たらなかった。ただ、「セカンドチャンス！」やダルク等の団体の活動は自発的な参加を想定しているものであり、対人能力の低さや、出院してすぐに前向きな気持ちになれないという点から参加が困難な者が存在すると考えられる。加えて団体の活動には地域差があり、活発に活動している地域とそうでない地域が存在すると考えられる。また、更生保護に関わる者の間では、出院者同士が交流をもつことで生じる悪影響についての懸念があるため、出院者同士が関わりをもつことに否定的な意見がある。しかし、少年が再び社会に出た際に逆境を経験し、その困難をどのように乗り越えることができるかを同じ経験を持つ者たちと共有することは逆境を乗り越えるために重要であると考えられる。先述の通り、少年院に入ったという経験は誰にでも相談できることではなく、それ故に共感して話ができる人間も限られる。同じ悩みを共有できる人がいるということは出院者にとって力強い支えになり得るのではないかと思われる。適切な支援者が主導すれば、悪影響を生じさせることなく集団を前向きに社会復帰できるように導くこともできるだろう。したがって、出院者が交流を持てる場所を作ること、さらに少年たちの議論を適切な方向へ導く者を養成することが現状の課題であると考えられる。

第3節 提言

1、―スクールカウンセラーを仲介とした保護司と学校との連携―

（1）目的

この第一の提言は、少年が出院後に帰属する地域において、少年を取り巻く保護者、保護司、そして就学・復学先の学校が相互に連携し、少年を受け入れる体制を強化することを目的としたものである。少年が就学・復学をする割合は多くはなく、就学が難しいという現状が存在する。その上で、就学・復学をする人数は少ないものの少年が多く時間を過ごし、重要な場所であること、さらに地域社会の核となっていることから学校に焦点を当て提言を行う。

学校での少年の様子や家庭での様子を三者で共有することで、少年が抱える問題や必要としている支援について考えることができ、さらに少年も相談しやすい環境を作る。少

年は少年院入院中に社会と隔離され、復学・就学時には少年に相当のストレスがかかると考えられる。そのような環境の中で少年の様子や発言から少年の状態を測り共有することで、少年に異変があったとき、すぐに気がつくことが可能である。少年が生活の多くの時間を過ごす学校、そして家庭の状況を三者が把握することは、少年との関わり方を考えるうえでも重要であると考えられる。

その中で課題となることは、先に述べたように、学校の教員は業務で多忙であること、更生保護への専門知識が薄いことから、現状では連携が不十分な学校が多いこと、少年の保護者も日中は働いていること等、三者で面談する機会を設けることが困難であることが挙げられる。実際に学校との連携は学校により程度が様々であり、保護司が催事に参加することのみの連携に留まっているところもある。

（２）現状

学校は少年の育成の場として中心的な役割を果たし、地域コミュニティにおいても重要な位置にある。そのため、関係府省庁によっても様々な施策がとられてきた。

文部科学省は、2001（平成 13）年に少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告書を作成し、学校と連携機関が相互に連携して一体的な対応を行う、行動連携が重要であるとした。同年には、全国保護司連盟が「保護司と学校との連携強化のための推進要綱」を策定した。2009（平成 21）年には子ども・若者育成支援推進法が成立し、地域ネットワークの構成機関や団体として、保護観察所や保護司会も想定されることとなった。翌年には、関係機関や民間団体が連携し、少年が抱える問題に対する取組みを推進するための、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議が設置された。その会議において、互いに連携・協力し問題の解決に取り組むための「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」が採択された。

全国での、保護司会と学校の連携の例を挙げる。東京都板橋区のある中学校では、中学校が保護司会に高校入学試験のための面接練習の協力を打診し、11 月から 12 月にかけてグループ面接を行い、生徒の様子を校長先生に報告している。岐阜県の小中学校では、要請にもとづき保護司が薬物乱用防止教室を実施している。秋田県のある中学校では、保護司が折を見て中学校を訪問し、保護司活動への理解を広め協力を依頼することや、夏休み、冬休み期間中の生徒たちの非行防止や生活指導等について情報交換を行っている。また「社会を明るくする運動」に関連し、作文コンテストの実施や、登校時間での通学路、校門前での声掛け運動を行っている。これらの活動により、生徒が校内暴力で保護観察処分になった際、解除まで保護司と学校で情報を共有し連携しながら処遇を進めることに成功したという⁵²。このように、保護司と学校の連携により、地域の繋がりが強化され、少年の健全育成にも効果を発揮していると考えられる。少年の非行防止や、保護観察期間中の少年の支援に関する更なる連携が望まれる。

⁵² 法務省保護局『保護司と学校との連携パンフレット』（2016 年）4・6 頁。

（３）内容

保護司と学校の連携として、各学校を担当するスクールカウンセラーと保護司の連携を通じ、学校との情報共有を図る。

スクールカウンセラーと保護司が月に１回程度、学校や更生保護サポートセンター等にて面談を行い、対象の少年について、情報共有を行う。スクールカウンセラーは事前に少年との面談の実施や、担任教師等から学校での様子についての情報収集を行い、面談時に保護司に情報を提供する。保護司は、少年の状況や家庭での少年の様子等の情報をスクールカウンセラーに提供する。スクールカウンセラーは臨床心理の側面から、専門的な助言を行うことができる。この面談での情報を記録することにより保護司が少年の保護者と面談をする際にも、少年の学校での様子や少年への接し方、支援の仕方を共有することができる。さらに少年の状態により、福祉的支援やBBS会等の民間団体との繋がりが必要とされる場合は三者間で相談の上、スクールカウンセラーや保護司の持つネットワークから、少年に適切な団体や機関を紹介することもできると考える。さらに、保護司の他にも、対象の少年と関わりを持つ児童相談所や警察の少年サポートセンターとも、学校での少年の様子の共有や対応の申請など連携することが効果的であると考えられる。スクールカウンセラーは学内で生徒指導を担当する教員と連携をし、共同で、少年や保護者の相談窓口となり、非行を行った少年や非行の虞のある少年に対応する。

スクールカウンセラーの現状として、2013（平成25）年には全国36,740校の小学校、中学校、高等学校に、20,310人が配置されていた⁵³。約6割の学校に存在しており、配置人数は年々増加している⁵⁴。学校の非常勤職員で、その8割以上が臨床心理士である。また、相談体制は1校あたり平均週1回、4～8時間といった学校が多い。スクールカウンセラーは、児童生徒に対する相談・助言、保護者や教職員に対する相談（カウンセリング、コンサルテーション）など、児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし仲立ち的な役割を果たす⁵⁵。スクールカウンセラーが臨床心理士の資格を保持している割合が高く専門的知識を有している点、設置されている学校の割合が高い点、学校の非常勤職員であり学校と連携を取ることが比較的容易である点から、学校との連携を図る上で、適切な役割を果たすと考ええる。

この提言の今後の展望として、公認心理師の資格の活用と、入口支援への可能性が挙げられる。

1点目に関して、2017（平成29）年9月に公認心理師法が施行された⁵⁶。これにより公認心理師という国家資格が普及し、臨床心理士の資格を持つ方がこの資格も取得すること

⁵³ 文部科学省 HP「文部科学統計要覧（平成28年版）」（http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1368900.htm）（2017年11月12日閲覧）。

⁵⁴ 文部科学省 HP「スクールカウンセラー等活用事業」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1328010.htm）（2017年11月12日閲覧）。

⁵⁵ 文部科学省 HP「2 スクールカウンセラーについて」（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/attach/1369846.htm）（2017年11月12日閲覧）。

⁵⁶ 厚生労働省 HP「公認心理師」（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>）（2017年12月2日閲覧）。

が見込めると考えられる。公認心理師は、心理に関する支援を要する者やその関係者に対し相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う等の職務を担う。公認心理師の必要科目には心理学の他に、「司法・犯罪心理学」や「司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開」が含まれ、非行に関する理解や、対応も可能であると考えられる⁵⁷。

2点目に関して、保護観察の対象となる少年の支援という面でも効果があるが、保護司とスクールカウンセラーを仲介した学校との連携によって、少年への声掛けなど少年の非行防止活動を行うこともできる。不登校やいじめ、非行の虞のある少年がいた場合、担任教員がスクールカウンセラーにその情報を提供し、スクールカウンセラーが担任教師を通じてその少年に接触する。これによって少年が非行を行う前に、心理的な支援ができると考えられる。また、非行を行い、警察や児童相談所に関わった場合も、前述の保護司と同様に連携を行えば、円滑な支援ができると考える。生徒指導の教員と非行防止活動を行うことによって、非行防止という課題の周知や理解を広めることに繋がると考えられる。

2、—出院後の少年同士のグループワーク—

(1) 目的

ここでは第二の提言として、少年が出院後に共感し合える拠点となるような少年同士の繋がりを設けること、また少年同士のワークにより、対人能力を身に付けることを目的とした「出院後の少年同士のグループワーク」を提言したい。

先述の通り、少年が再び社会に出た際に社会に適応できず、孤独を感じ再び非行・犯罪をしてしまうことがある。そうした際に心のよりどころとなるよう、同じ経験をした出院者同士で交流する場所を提供することが必要であると考ええる。自助団体である「セカンドチャンス！」の活動は出院者の心のよりどころとなっていると考えられる。一方で、このような自助団体は少年の自発的な参加を想定しているために、対人能力の問題や、社会復帰に対して前向きになれないということから参加できない者が存在すると考えられる。その他、直接会う機会がないために、SNS で他の少年と繋がり、そこで民間団体に関する情報を手に入れているという例もあるようだ。

また、適切な指導ができる支援者なしでは、出院者が集まることで生じる悪影響を回避できないかもしれない。よって、当事者同士が交流を持てる場所の提供だけではなく、少年を監督する支援者が求められる。

また、出院後に集団で SST や集団認知行動療法をする機会があるとより望ましいと考える。SST では対人関係で問題を抱えた場合を想定し、適切な対応を手段で考えるということに利点がある。一つの問題を集団で様々な角度から考えるということによって少年が問題解決に役立つ様々な手がかりを得ることができるという点で非常に有意義であると考えられる。また、集団認知行動療法により自身の今までの人生を共有し、集団意識や帰属感を形

⁵⁷厚生労働省 HP「公認心理師法概要」

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000116068.pdf>) (2017 年 12 月 2 日閲覧)。

成しながら認知のゆがみを修正することができる。しかし現状ではそういった機会を提供している団体は数が多い。

SST や集団認知行動療法は指導や治療といった意味合いが強く、少年にとっては気軽に参加できるものではないかもしれない。これは成人の出所者の例であるが、更生保護施設において、仕事の疲れから SST に積極的に参加できていない者が多くいるという現状はある。そのため SST の参加に関して足が重い出所者に向けてレクレーションと SST を合わせることで積極的な参加を促すなど、工夫している。以下、認知行動療法と SST について述べる。

（２）集団認知行動療法と生活技能訓練の概要

集団認知行動療法（CBGT）とは、集団で認知行動療法を行うことである。通常は 2、3 人程度の進行役に対して小規模であれば 2～5 人程度、大規模なものでは数十名を対象にして行われる。認知とは「現実の見方」や「ものの見方」を指し、行動とは社会生活活動全般を指している。認知に働きかけることによって参加者自身が社会生活上の問題や課題を解決する力を養うことを目的としている。うつ病や摂食障害、薬物依存症など様々な症状に対して効果が認められている⁵⁸。

SST とは認知行動療法の一つで、社会生活に必要な対人スキルや社会的ルールを集団で学び合う訓練である。近年、日本でもその効果が認められ、医療施設や社会復帰施設など様々な施設で実施されている。矯正施設でも、ものの見方や考え方、行動の改善を図るのに効果的な手段とされ、法務省や更生保護協会の指導者プログラムに取り入れられている。集団で一つの課題に対して、ロールプレイングなどを通じて学習したことが再犯防止に役立つとされている⁵⁹。

（３）内容

上記を踏まえ、出院者たちが気軽に参加できるレクレーションや、グループワークを行うサークル活動を提言する。各保護区に基づく保護司会を拠点とし、出院者を主要な構成員とするサークルを結成する。地域に根差した保護司会を拠点とすることで、少年の気軽な参加や、地域での連携を想定している。少年が出院後にサークルに参加し、保護観察期間終了後は任意で参加できるものとする。また、出院後に少年がサークル活動に参加することは少年の生活行動指針で定めることとし、この指針に従い、少年にサークル活動への参加を促す。具体的には「地域の活動に積極的に参加すること」などと設定し、併せて本サークル活動の存在を保護観察官、保護司から少年に告知し参加を促す。第一の提言と関連付けると、少年が通う学校の担任あるいはスクールカウンセラーから告知を行うことも効果的であると考え。原則参加とするのであれば遵守事項に定めるべきであるが、それでは参加をしない場合に違反に対する措置が検討されることとなるので、あくまで主体的

⁵⁸ 北川信樹=賀古勇輝=渡邊紀子ほか「うつ病患者の復職支援の取り組みとその有効性」第 49 回日本心身医学会総会（2008 年）123 頁。

⁵⁹ 八木原律子=久保美紀「更生保護施設における SST 実践の現状と課題—更生保護施設での聞き取り調査をもとにして—」明治学院大学社会学部付属研究所研究年報（2014 年）49-56 頁。

な参加を期待する活動にふさわしくないと考える。

サークル活動の内容としては、週あるいは月に 1 回程度集まり、レクリエーションを行う。レクリエーションとしては、サッカーやバドミントン等スポーツの他に、読書会、絵画会、料理教室など、多くの趣向の少年が参加し易いよう、回ごとに内容を変更する。その他、定期的に SST や、集団認知行動療法を行う。支援者としては、保護司等、地域の方や、非行経験のある当事者の方が想定される。少年は出院後、帰属する地域の保護司会が管轄するサークルに所属をし、少年同士の繋がりを形成しながら、対人能力や社会性を培う。

少年たちが集団になって一つの物事に取り組むことは少年の社会性を発達させることに繋がると考えられる。さらにこの活動で培った集団での活動経験を足掛かりに、少年が地域の活動に参加をしたり、地域の方がこのサークル活動に協力をしたりすることによって将来的に地域との繋がりも形成できる可能性が見込める。

さらに、レクリエーションを通じて、同年代の少年だけでなく、将来的には、かつてサークルに所属していた OB という形で、年上の元出院者とも繋がりを持ち、互いに共感や相談をし合える関係ができることが望ましいのではないかと考える。自立援助ホームあすなろ荘の職員の方のお話では、少年に助言をする際、ときには施設の方が伝えるよりも、入院経験のある年上の方から伝える方が少年にとって受け入れやすいこともあるそうである。入院経験がある年上の人々と交流することで、少年にとっては社会復帰をしたモデルとして、出院後のイメージをすることができる可能性がある。

一方で、支援者が少年を見守っていたとしても、狭い地域の中であれば結束して非行を行う危険が存在することや、共犯の少年同士は関わるできないことから、保護司会という地域範囲で行うことの課題も存在する。そのため保護観察所が行っている社会貢献活動の一環として、保護司会より大きな地域範囲として保護観察所を拠点に行うことも考えられる。また参加する少年の人数が少ない場合も同様にいくつかの保護司会をまとめ、保護観察所でサークル活動を行うことも可能である。レクリエーションの内容がスポーツであるならより多くの少年が集まる方が、社会性を養える点で有効だと考えられる。このように、地域範囲を保護観察所に広げることは、サークル活動を運営していくうえで利点がある。

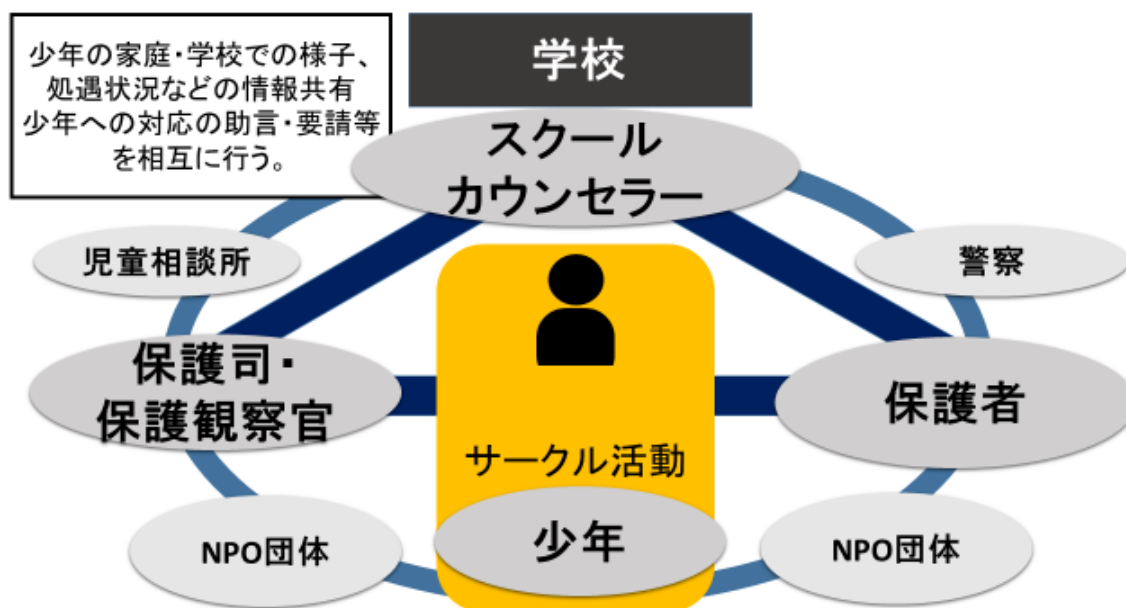
現状では更生保護施設が料理教室やバーベキュー会などのお楽しみ会を開催している。今回提言したサークル活動と、連携し活動を行うことで、こうした活動が各地の保護観察所や NPO 団体に広がることが見込める。出院者が地域社会で受け入れられ居場所を見出し、地域においても、非行を行った少年への支援の理解が深まることを望む。

3、まとめ

本章では少年院出院後の少年の帰属先における受け入れ体制の強化を検討した。第一の提言は、少年にとって地域コミュニティの中心となる学校と、保護司との連携をスクールカウンセラーを仲介とし図るものである。第二の提言は、少年同士のサークル活動を地域

で行うというものである。これら二つの提言から、少年の円滑な社会復帰のために、複数人で少年を支える、応援団のような繋がりを目指したい。個々の繋がりでは、少年は孤独になりやすい。さらに相談する内容により、コミュニケーションをとりやすい相手の年代や立場などは変わってくる。少年が多くの繋がりを持ち、そして、少年を支援する方同士が連携し、情報を共有することが重要である。また社会復帰の主体はあくまで少年自身であり、したがって少年が主体的に社会復帰できるように手助けすることを支援の内容として研究を行った。本来、自分の居場所は自分で見つけるものであるが、少年院出院後、自ら人間関係を積極的に築くことが容易ではない少年に対しよりどころを見つけられる環境を整えるところまで支援をすることが大切である。よって、少年が出院後に帰属する地域において自分に共感され周囲からも受け入れられる、心の支えとなる拠点を見出すことのできる環境、すなわち心のよりどころが地域に存在することが重要である。

図 7 地域における連携



第3章 職場での少年の受け入れ体制強化に向けた取組み

第1節 導入

1、出院者への就労支援の必要性

少年院出院者の社会復帰支援策を考えるに当たり、職を得ることは、社会復帰への大きな一歩である。2015（平成27）年における保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率⁶⁰を保護観察終了時の就学・就労状況別にみると、保護観察処分少年、少年院仮退院者共に、無職であった者は、有職又は学生・生徒であった者と比べ、再処分率が顕著に高くなっている。この点における仮退院者について詳しくみると、有職者が14.9%、学生・生徒が12.2%である一方で、無職者は49.8%と約半数が再処分を受けている⁶¹。ゆえに就労支援への取組みの重要性は、成人の場合に限らず、少年の場合も非常に重要であることが分かる。

2、出院者に対する就労に向けた取組みの現状

（1）少年院における取組み

少年院内における就労の確保（以下、就労の「接続」⁶²）に向けた取組みについてみる。新少年院法の施行により、職業指導として以下の3点が行われている。①就業に必要な専門的知識及び技能の習得を目的とした「職業能力開発指導」、②職業生活における自立を図るための知識及び技能の習得並びに情緒の安定を目的とした「自立援助的職業指導」、③有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした「職業生活設計指導」である⁶³。

これらの取組みとは別に、出院後の生活において直面する問題解決場面や危機対処場面を想定し、社会生活を営む上で必要とされる常識や基本的なマナー、職場や学校、家庭等における適応の仕方を学ぶことを目的とするSST等のプログラムも行われている。この背景には、社会生活を営む上で必要とされる常識や基本的なマナーが身に付いていない少年は少なくないという点がある⁶⁴。

（2）少年院外における取組み

現在、出院者等に対する就労支援への取組みとして、「刑務所出所者等総合的支援対策」や「更生保護就労支援事業」がある。前者は、2006（平成18）年度から、法務省と厚生労

⁶⁰ 脚注13も参照されたい。

⁶¹ 法務省法務総合研究所編『〔平成28年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016年）247頁。

⁶² 「第21回早稲田矯正保護展 非行少年・若年犯罪者に対する就労支援～再犯・再非行防止に向けて～」7頁。

昨年度は、就労支援に関して、就労の確保を就労の「接続」と定義し、就労の継続と共にこの両面から研究を行った。

⁶³ 法務省法務総合研究所編『〔平成28年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016年）128頁。

⁶⁴ 法務省法務総合研究所編『〔平成24年版〕犯罪白書』（日経印刷、2012年）232頁。

働省の連携によって、実施されている。この施策は、刑事施設、少年院、保護観察所及び公共職業安定所が連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援を行うというものである。その一環として、少年院では、在院者に対し、公共職業安定所の職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している⁶⁵。この取り組みは、成人も含め全体として、2006（平成 18）年から 7 年間で約 15,300 人の就労を確保してきた。しかし、その一方で、依然として出所者等の就労確保は困難な状況にあることから、これに加え 2011（平成 23）年度から一部の保護観察所を対象に、モデル事業として後者の取り組みが開始された。これは、民間のノウハウ・ネットワークを活かし、就労の確保が困難な人に対して、矯正施設入所中から就職後の職場定着まで、継続的かつきめ細かな支援等を行う事業である⁶⁶。具体的内容として、①就職活動支援②職場定着支援③雇用基盤整備④定住支援の四つの柱から成り立っている⁶⁷。

3、出院者の就労の「継続」に関する取り組みを考える意義

前項でみたように、就労の「接続」部分に対する支援は拡大しつつあるといえる。2015（平成 27）年において少年院出院者の就職決定の割合についてみると、30.7%⁶⁸であり、2010（平成 22）年は 25.6%⁶⁹であったことから、5 年間で約 5%上昇している。確かに、この数値から依然として出院者の就労決定率は高いとはいえないが、就労の接続への取り組みの拡大により、従来に比べ大きく就労の接続への道が開かれていると解する。しかし、接続への取り組みが充実し、就職決定率が増加したとしても、就労が継続しなければ、真の意味での「出番」を得たことには繋がらないように思える。充実した接続への取り組みが講じられている現在であるからこそ、就労の「継続」に向けた対策案を講じることに大きな意味があると考ええる。

継続に関する対策の 1 つとして職種のマッチングの改善が挙げられ、「受刑者等専用求人」や矯正施設就労センター（コレワーク）がこの点を担っている。前者は、2014（平成 26）年度から実施されている取り組みであり、出院者・出所者などを対象にした専用の求人である。ここでは、出院者・出所者の雇用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上で公共職業安定所に求人票を提出することができる⁷⁰。後者は、2016（平成 28）年度に東京矯正管区及び大阪矯正管区に設置された機関であり、公共職業安定所に、受刑者等専用求人を出すに当たり必要となる、全国の受刑者・在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理している。これによって、同センターにおいて管理された受刑者等の希望職種や

⁶⁵ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）59 頁、129 頁。

⁶⁶ 法務省 HP「更生保護における就労支援」

（http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html）（2017 年 10 月 29 日閲覧）。

法務省＝厚生労働省『『非行少年に対する就労支援等』に係る関係府省提出資料』3 頁。

（http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/k_6/pdf/s1-8.pdf）（2017 年 11 月 17 日閲覧）。

⁶⁷ 法務省＝厚生労働省・前掲注〔66〕。

⁶⁸ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）130 頁。

⁶⁹ 法務省法務総合研究所編『〔平成 23 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2011 年）114 頁。

⁷⁰ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）59 頁。

法務省 HP「受刑者専用求人とは」（<http://www.moj.go.jp/content/001239390.pdf>）（2017 年 11 月 30 日閲覧）

資格などの情報提供をはじめとした、受刑者・在院者の雇用を希望する事業主の採用手続きのための支援を行い、雇用のマッチングを進めている⁷¹。

就労の継続が難しい原因には職種のマッチングの問題もあるが、それ以外の方面からも継続の問題に対する方策を考える必要があると考える。その例として、少年の職場環境が挙げられる。少年院内における取組みについてみると、先述したように、就労を視野に入れたプログラムは実施されており、以前に比べ、少年に対する職業訓練は綿密なものになっている。これによって就労の接続だけでなく、継続の面からも基盤が整えられているといえる。しかし、少年院のプログラム内でこれらの点について学んでいるものの、それを社会に出た際にすべて発揮するのは難しいように思える。ゆえに、どのような職場であれば少年は継続できるのかという点を考えることが、就労の継続に重要なのではないかと解する。また、この点を考えるに、それを実現する土台となる企業への支援も同時に考える必要がある。

したがって、職場班では、「出番」の一つである職場に着目し、出院者の就労の継続を実現するための職場環境のあり方とそれを実現するための企業への支援について述べる。

第2節 就労の継続に向けた少年と企業への支援

本節では、雇用される少年の視点に立った就労の継続と企業の視点に立った就労の継続に向けた取組みについて考える。

1、職場における少年の就労の継続に向けた取組み

(1) 少年の就労に関する現状

2015（平成 27）年における保護観察開始人員は 21,074 名であった。また保護観察開始時の就学・就労状況別構成比をみると、保護観察処分少年では有職である者が 46.0%、学生・生徒である者は 39.1%、無職である者は 14.3%であり、少年院仮退院者においては、有職である者は 21.7%、学生・生徒である者は 9.0%、無職である者は 68.5%であった⁷²。一方、2015（平成 27）年の保護観察終了時における保護観察処分少年、少年院仮退院者で有職である者の割合は、保護観察処分少年では 63.1%、少年院仮退院者においては 73.1%であり、保護観察処分少年、少年院仮退院者ともに有職である者の占める割合は保護観察開始時の割合と比較して高くなっていると考えられ⁷³、保護観察期間中に一定数の少年が職を得ていることが予測される。

しかし、職親プロジェクト⁷⁴における就労体験者のうち、6 か月以上就労し職場に定着し

⁷¹ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）251 頁。

法務省 HP「コレワーク（矯正就労支援情報センター）について」

（http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei08_00070.html）（2017 年 11 月 30 日閲覧）

⁷² 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）132-133 頁。

⁷³ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）136 頁。

⁷⁴ 本報告書 34 頁も参照されたい。

対象者の割合は 23.1%であった⁷⁵。また、2015（平成 27）年度の全国就労支援事業者機構による協力雇用主⁷⁶646 社を対象としたアンケート調査において「協力雇用主として雇用了人たちの平均的な継続雇用期間」を尋ねたところ「半年以内」が 46.2%となっており、半年以内に約半数の人が辞めていること⁷⁷、また複数の協力雇用主へのインタビューを通して、「全体的に長く働くことのできる少年は少ない」「保護観察期間終了とともに仕事を辞めてしまう少年が多い」などのお話を伺ったことから少年の職場定着率は高くないと考えられる。

少年が仕事を継続できない要因として、少年自身の精神的問題が大きいと考えられる。少年の保護観察事件の担当経験がある保護司を対象としたアンケート調査における、「少年の就労が安定しない原因」についての回答によれば、「粘り強さや対人関係能力等、資質に問題があり就労を継続できない」は 59.4%、「規則正しい生活ができず、就労を継続できない」は 53.8%となっていた。この点、少年の内面的な問題が原因と回答した保護司の割合が高いといえる。その一方で、「前科や非行歴のために、同僚や職場の理解が得られず就労を継続できない」は 17.2%、「経営難等、雇用主側の理由で就労を継続できない」は 16.9%と、外的な要因が原因であると回答した保護司の割合は低かった⁷⁸。また、「本件犯行前における就労・収入に関する問題状況」についての少年に対する調査をみるに、「安定した仕事や収入はなかったが、問題だとは思わなかった」つまり、不安定就労等に問題意識のなかった者が多く、認識のあり方に問題のあった者が多いことも推測される⁷⁹。一度就職した少年が離職した理由についての調査においても、離職理由は「勤務先の業績不振」「病気・けが等」という本人に責めのない理由によるものや「転居・転職」によるものは比較的少なく、「人間関係の不和」「勤務怠け」「給料・待遇による不満」等本人の意識、資質に関わるものが大勢を占めており、就労の継続を図るうえで、勤労意欲等の本人の意識面や、忍耐力、対人スキル等の資質面の問題が大きいと考えられる⁸⁰。

少年が上記でみたような精神的問題を抱えている要因には、少年の生育環境が大きく影響していると考えられる。第 1 章でみたように 2016（平成 27）年の少年院入院者の教育程度別構成比⁸¹の数値から、教育程度の低い少年が多いといえる。このことから、本来適切な対人関係能力や社会的能力を育む場であるはずの学校においてそのような能力を向上させる機会を十分に得ることのできなかった少年が多いことが予想される。同様に、第 1 章でみた 2015（平成 27）年度の少年院入院者の被虐待経験⁸²から、非行少年には家庭環境に恵

⁷⁵ 職親プロジェクト HP（<http://shoku-shin.jp/work/>）（2017 年 11 月 4 日閲覧）。

⁷⁶ 本報告書 34 頁も参照されたい。

⁷⁷ 山田憲児「保護観察における就労と協力雇用主—アンケート結果から見えてくるもの—」更生保護平成 28 年 7 月号 18 頁。

⁷⁸ 法務省法務総合研究所編『〔平成 24 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2012 年）283-284 頁。

⁷⁹ 法務省法務総合研究所編『〔平成 24 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2012 年）308-309 頁。

⁸⁰ 法務省法務総合研究所編『〔平成 23 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2011 年）280 頁。

⁸¹ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）123 頁。
本報告書 7 頁も参照されたい。

⁸² 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）124 頁。
本報告書 6 頁も参照されたい。

まれなかった者が多いように思える。幼少期から不安定な家庭環境下で生育した少年は、健全な職業観や役割意識が育まれず、学齢期には怠学や非行のために十分なキャリア教育を受けることがない少年も多いという⁸³。これらの点から、規則正しい生活を送るといった生活習慣を身に付けられず、豊かな対人関係を築き上げる土台となる思いやり、自己肯定感を育む機会が不十分であった少年が多いと考えられる。

少年の社会的能力を就職前に向上させ、少年の就労の継続を促進する取組みとして、少年院における様々な訓練・指導の実施、日本財団による寮（住まい）と教育を提供する中間支援施設⁸⁴の設立、というような取組みがある。しかし、少年院収容期間は長くとも原則2年以内であり、限られた期間の間に少年一人ひとりが社会人に求められる能力を完全に獲得することは難しく、また、中間支援施設の数も多くはない。そして、先述したように、2015（平成27）年における出院者の進路は30.7%が就職決定、44.1%が就職希望であったが⁸⁵、日本全体では高校卒業者の就職率は17.5%であり、80.0%が高等教育機関に進学しており、学生期間が長くなっている傾向がある⁸⁶。このことから、出院者の少年の就職時期、もしくは就職しようとしている時期は日本全体と比較してかなり早いといえ、少年と社会の流れとの乖離が見られる。これらの点から、人生経験も少なく、仕事の経験もない少年がそのような能力を雇用前に完全に身に付けることは難しいと考えられる。

したがって、少年が雇用前に社会人に必要な能力を身に付いていることを求めることよりも、雇用後、少年がそのような能力を獲得していけるように働きかけることも必要であると考え。そして、そのためには少年の継続した就労が必要である。そこで今回私たちは、少年が就労を継続するための職場環境について考えた。

（2）少年が就労を継続するための職場環境のあり方

以下では、実際に訪問した企業へのインタビュー等を通じて考えた「少年が継続するための職場環境」について述べる。

①少年が相談しやすい職場環境

第一に、少年が継続して就労できる職場環境として少年が相談しやすい職場環境が考えられる。在院者に対する「少年院出院後の就労の安定のために必要な支援」の調査によれば、「仕事・職場の悩みを気軽に相談等できる相手」は全体の83.6%が必要・やや必要と回答していた。一方で本件犯行前に「安定した仕事や収入があって、問題はなかった」と回答した在院者以外を対象とした調査では、「就労・収入の問題に対する本件犯行前の解決行動」に関して、「家族・知人等に相談や仕事紹介依頼」は81.4%、「担当保護観察官・保護司に相談」は96.6%、「職場の上司・同僚に相談」は95.1%がやったがうまくいかなかった・

⁸³ 神垣一規・川本喜久子「男子受刑者が有するキャリア発達上の課題—就労安定性とその背景要因との関係に注目して—」キャリア教育研究35巻（2017年）37頁。

⁸⁴ 例えば、ヒューマンハーバーでは、「そんとく塾」、「良心塾」が経営されており、セリエコーポレーションでは、「なんとなかなる」が経営されている。

⁸⁵ 法務省法務総合研究所編『〔平成28年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016年）130頁。

⁸⁶ 文部科学省HP「平成26年度学校基本調査（速報値）の公表について」（http://www.mext.go.jp/component/b_menu/houdou/_icsFiles/afieldfile/2014/08/07/1350732_01.pdf）（2017年11月6日閲覧）。

やらなかった・思いつかなかったと回答している⁸⁷。この結果から、悩みを相談したくとも自分から相談することができない、もしくは相談しようとも思わない少年は相当数いると考えられる。今回非行少年の雇用経験のある企業3社（以下、A社、B社、C社）⁸⁸から直接お話を伺ったが、3社とも共通して少年とのコミュニケーションを重視しており、社長や他の社員の方から少年に積極的に声かけをし、少年が相談しやすい雰囲気づくりを行っているとのことであった。A社では、そのようなコミュニケーションを行うことで少年と信頼関係を構築することができ、保護司には話さないような個人的な相談を受けることも多いというお話も伺った。

また、相談しやすい雰囲気の職場とは、少年自身が社長や従業員に受け入れてもらえていと感じられるような職場であること、少年が社長や従業員に対し信頼感を抱くことのできる職場であること、ともいえる。少年がそのように感じることで自身の経験を社長や従業員に話すことができ、自己肯定感を高められる場合もある。上記3社の他にも協力雇用主となって1年ほどのD社にもお話を伺った。D社では、保護司と協力雇用主との意見交換会⁸⁹において雇用者だけでなく、社員である出所者の方も同行し、参加していることが挙げられた。出所者であることはマイナス面であると考え、そのことを他者に伝えることはあまりない。しかし、そのことをオープンにする場があることで、過去の自分と向き合い、社会復帰している姿を他者に見せ、自身のマイナス面であった体験をプラス面に変えること、長いスパンで考えて、刑務所に入所していたことをよい経験にすることを目的としているとのことだった。実際に参加した社員からは、参加してよかったとの声が上がっていると伺った。少年鑑別所・少年院を退所した少年が新生活へ定着できるかどうかは、新生活の場で受容される体験や充実感を得られるかどうかに関心してくる。社会復帰後の新生活では周囲との人間関係、社会的役割など、これまでなかった多くのことを新たに作り上げる必要が生じる。ゆえに少年は未知の世界に投げ込まれるような体験をする。そこで受容された場合には、定着へと首尾よく向かうことができる。その一方で、孤独感を体験するような場合、不適応感を持ち、新生活から離反してしまう⁹⁰。加えて、先に述べた「少年院出院後の就労の安定のために必要な支援」の調査において「職場の上司・同僚による理解と受け入れ」については、在院者の85%が必要・やや必要と回答していたことから、就労の継続において少年を理解し、受け入れようとする雰囲気の大切さがうかがえる⁹¹。A社からも、長く仕事が続いている対象者は職場に居心地の良さを感じていることが一つの要因ではないか、とのお話を伺った。他の企業においても少年の罪状は気にしない、基本的に面接に来た少年は受け入れを拒否しない、など少年を積極的に受け入れようとする環境にあるといえる。

⁸⁷ 法務省法務総合研究所編『〔平成24年版〕犯罪白書』（日経印刷、2012年）309頁。

⁸⁸ 本報告書36-38頁も参照されたい。

⁸⁹ 本報告書40頁も参照されたい。

⁹⁰ 坂野剛崇「少年の非行からの立ち直りのプロセスに関する一考察—元非行少年の手記への複線経路等至性モデルによるアプローチ—」 関西国際大学研究紀要 第16号（2015年）56頁。

⁹¹ 法務省法務総合研究所編『〔平成24年版〕犯罪白書』（日経印刷、2012年）311頁。

②少年が社会人として成長していくことを見守る職場環境

第二に、少年が社会人として成長していくことを見守る職場であることが考えられる。協力雇用主を対象とした「刑務所出所者等を雇用する際、必ず必要とする条件」に関する調査では、「社会人としての自覚」、「社会常識」と回答した協力雇用主は半数を超えており、「刑務所等を出所するまでに身に付けておいてほしい知識・能力」においても「社会常識」と回答した協力雇用主が非常に高い比率となっていた。これらのことから、少年が一定の社会的能力を有していることを雇用条件とする企業が多数存在すると推測される⁹²。しかし、先に述べた通り、少年には社会人に必要な能力や適切な職業観を獲得する機会を十分に得られなかった者が多く、そのような社会的能力については就労を通して会社内で獲得できるように企業が働きかけていくことが必要である。

今回インタビューを行った企業においても、C社においては親代わりとして少年を雇っており、生活指導などの成果はすぐに求めず長い目で見るとのことであった。B社においても少年を仕事に慣れるまで気にかけているとのお話を伺った。また、A社では、社会の常識等は少しずつ理解できるように声をかける等している。建設業に就きたいと思い就職する少年はあまりいないという点から、違う仕事に就いてもやっていけるようにするため、つまり、社会で生活していくために必要な指導を行っているとのことである。

これらの点から、3社は、共通して少年が会社内で一社会人として成長していくことを見守るという意識が見られた。この点、A社では、就労を継続し、そのうち恋人ができて寮ではなく部屋を借りるという目標を抱くようになり、現在は立派に部屋を借りて自立している元少年についてお話を伺った。この少年は就労を通して自立した社会人に成長した一例である。

③目標を持つように支援する職場環境

少年が一社会人として成長していく上で、企業側が少年一人ひとりに段階的に目標を設けることも大切であると考えられる。A社では少年が社会人として段階的に成長できるよう目標を持たせているとのお話を伺った。まずは運転免許を取得させ、その後職場経験を積ませた後、経験がないと取得することができない資格を取らせていき、同時に給料も上げるという働きかけを行っているとのことであった。目標を持つことで少年は仕事へのモチベーションを維持することができ、その目標を達成できた際には「自分が会社の役に立っている」と感じ仕事にやりがいを感じられるようになるのではないかと。現状、少年の就労先は建築業や土木業など比較的限られた職種が多い。これによって、自分のしたい仕事があっても求人がないという少年も存在し、自分の希望する職種につけなかったために仕事を継続できなかったという少年や仕事内容が自分に合わず仕事を辞めてしまう少年は一定数存在するようである。自分のしたい仕事ができないというのはある程度は仕方ないことであると考えられ、したがって、そのような少年が継続して仕事を続けるためには、仕

⁹² 法務省法務総合研究所編『〔平成24年版〕犯罪白書』（日経印刷、2012年）241頁。

事に対するやりがいやモチベーションを感じさせることが重要になってくるであろう。そのためには、少年が仕事を通して達成感を得られる、自己満足感を得られることが必要であり、企業側が少年にそのような意識を持たせられるよう、段階的に目標を持たせていくというような働きかけをしていく必要があると考えられる。

(3) まとめ

以上のことから、雇用後少年が就労を通して社会人に求められる能力を身に付けるためには、少年が就労を継続できる職場環境が必要であり、そのような職場環境とは、「少年が相談しやすく、自身の居場所として感じられるような職場」であることや、「少年が社会人として成長していくことを見守る職場」、「目標を持つように支援する職場」であることが必要であると考えられる。

2、就労の継続に向けた企業への支援

前項で述べた、少年の就労が継続するための職場環境を実現するには、企業に対して多大な負担がかかる。少年に寄り添い、また受け入れ、少年を社会人として見守っていくことは簡単なことではない。ゆえに、前項に述べた職場環境を実現するために国からの支援が必要になってくるといえる⁹³。よって、ここでは、企業に対する支援策について考えていきたい。

(1) 雇用企業の形態

①協力雇用主

協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のことである。平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在、協力雇用主は、前年から 2,225 社増加し、18,555 社である。そのうち、実際に対象者を雇用している協力雇用主は、774 社となった。また、協力雇用主に雇用されている対象者数は 1,204 人である⁹⁴。

②職親プロジェクト

職親プロジェクトとは、平成 25 (2013) 年 2 月に、少年院出院者や刑務所出所者の更生と社会復帰を目的とし、日本財団及び関西の企業 7 社によって発足したプロジェクトである。同プロジェクトは、少年院出院者や刑務所出所者に就労体験の機会を提供することで、円滑な社会復帰を支援し、再犯率の低下の実現を目指している。矯正施設、保護観察所等関係機関と連携し、5 年間で 100 人の少年院出院者・刑務所出所者の社会復帰を支援することとしている。特徴として、出院者や出所者のうち、自立、更生意欲が高い者を対象に少年院や刑務所内での面接をする。また、出院、出所後 6 か月以内の期間就労体験を行い、雇用へと繋げる。居住は社員寮や更生保護施設のほか、出所者、出院者に不足しがちな「教育」を提供する中間支援施設があり、行政、企業ともに生活をサポートしていることがあ

⁹³ この点、再犯防止推進計画等検討会においても、雇用した協力雇用主に対する継続的支援が挙げられている。

⁹⁴ 法務省 HP 再犯防止推進計画 (案) 5 頁。

(<http://www.moj.go.jp/content/001237167.pdf>) (2017 年 11 月 21 日閲覧)。

る。平成 29（2017）年 8 月 1 日現在、90 社が当プロジェクトに参加している⁹⁵。

③ソーシャルファーム

ソーシャルファームとは、障害者や労働市場で不利な立場にある人々（ホームレス、シングルマザー、元薬物中毒者、刑務所出所者等）に働く場を提供することを目的とした、社会的事業⁹⁶のことである。これは、1970 年代に、イタリアを発祥とするものとされる。ソーシャルファームは定義が詳細に決められているものではない。このため、ここでは、ヨーロッパにおけるソーシャルファームについて述べる。設立・運営の要件として 3 点ある。1 点目として、従業員の 30%以上が障害のある人々や労働市場において不利な立場にある人々でなければならないことが挙げられる。しかし、仕事の機会は不利な立場にあるか否かを問わず、すべての従業員が等しく扱われるため、全員が同等の雇用上の権利と義務を有している。2 点目として、ビジネス的な手法を基本とし市場原理に基づくことが挙げられる。税金による援助があってもよいが、それを前提として事業を進めてはいけないといった点から公的な補助や寄付に依存するという姿勢から脱却しているという特徴がある。3 点目として利潤を外部に出さない点が挙げられる。ビジネス的な手法を用いるため、利益をあげなければならないが、それを配当という形で外部には出さず、組織内部に再投資する形をとる⁹⁷。

（2）雇用企業への支援の現状

ここでは、出院者雇用企業への支援の現状について述べる。

①金銭面や仕事面での支援

協力雇用主に関しては、身元保証制度やトライアル雇用制度、職場体験講習制度などの取組みにおいて経済的支援が行われている⁹⁸。ここではそれ以外の雇用の継続を目的とした経済的支援である刑務所出所者等就労奨励金制度について説明する。

2013（平成 25）年 5 月から、職場定着協力者謝金を支給する取組みが実施されてきた。これは、更生保護施設又は自立準備ホームに委託されている仮釈放者又は更生緊急保護対象者を雇用し、職場定着のための働き掛けを行った協力雇用主に対して支給されるものである。これを更に発展させ、2015（平成 27）年 4 月からは、就労・職場定着奨励金及び就

⁹⁵ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）59 頁。

日本財団 再犯防止プロジェクト HP 「再犯防止プロジェクトについて」

（<http://shoku-shin.jp/about/outline.html>）

「活動内容」（<http://shoku-shin.jp/activity/program.html>）（2017 年 10 月 29 日閲覧）。

ヒューマンハーバー HP 「NPO 教育支援協力申し込み」

（<http://www.humanharbor.net/npokyouiku/>）（2017 年 11 月 17 日閲覧）。

セリエコーポレーションパンフレット「日本財団職親プロジェクト 神奈川県中間施設案（案）なんとかなる」

⁹⁶ 特定非営利活動法人 NPO 人材開発機構「新しい障害者の就業のあり方としてのソーシャルファームについての研究調査」145 頁。（<http://www.npo-jinzai.or.jp/network/report.pdf>）（2017 年 10 月 29 日閲覧）。

⁹⁷ 特定非営利活動法人 NPO 人材開発機構・前掲注（96）145 頁。

（2017 年 10 月 29 日閲覧）。

NPO 法人コミュニティシンクタンク あうるず編『Social Firm ソーシャルファーム ちょっと変わった福祉の現場から』（創森社、2016 年）30 頁。

⁹⁸ 法務省 HP 「協力雇用主に対する支援制度パンフレット」

（<http://www.moj.go.jp/content/001238602.pdf>）（2017 年 10 月 29 日閲覧）。

労継続奨励金を支給する制度が実施されている⁹⁹。どちらも実際に出所者等を雇用した場合に限るが、前者は、最長 6 か月間、月額最大 8 万円が支払われる。後者は、刑務所出所者等を雇用してから 6 か月経過後、3 か月ごとに 2 回、最大 12 万円が支払われる。これが適用されるには、雇用だけでなく、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導及び助言を行うことが求められる¹⁰⁰。2015（平成 27）年度に奨励金を適用した件数は、就労・職場定着奨励金が 3,130 件、就労継続奨励金が 389 件であった。これらの奨励金を得るためには、上記の指導及び助言についての状況の報告を保護観察所に行うことが義務付けられている¹⁰¹。

このような奨励金に加え、仕事面での支援として、公共工事等の競争入札における優遇制度がある。地方自治体の間で公共工事等の競争入札における協力雇用主に対する優遇制度の導入が広がっている¹⁰²。

②それ以外の面での支援

金銭面以外の支援としては、本章第 1 節で述べた、「更生保護就労支援事業」が挙げられる。ここでは、職場定着支援の一環として、協力雇用主の相談に応じている¹⁰³。現在、この支援が行われているのは、東日本大震災時に甚大な被害があった被災三県（岩手、宮城、福島）のみである¹⁰⁴。しかし、対象者の担当期間内であれば、出院者等を雇用し始めて日が浅い雇用主から相談があった場合、話を聞くことや相談に乗ったりするといったフォローをしているという。

これ以外には、法務省と就労支援事業者機構が共催して、新規登録の協力雇用主を対象とした研修会を行っている。この研修会は、毎年度 2 回開催されており、20～30 社程度が参加し、保護観察所職員や就労支援事業者機構による講話や講義、先輩協力雇用主による体験発表・意見交換会が実施されている。加えて、このカリキュラムの中には、刑務所見学も含まれている¹⁰⁵。この点、少年院の見学は取組みの一環として行われておらず、あくまで希望者のみが少年院を見学という形を取っているとのことであった。

（３）実際に企業が求めている支援

前項でも述べた、実際に出院者の雇用経験がある以下 3 社で、企業が出院者を雇用する上での必要な支援についても伺った。

①A 社（協力雇用主）

A 社では、保護観察中は、保護司に職場での様子などを伝え、保護司からも対象者の様子を聞くなど、保護司と情報を共有している。前項で述べたように、保護司に言えないことを社長は聞くことができる場合も多い。少年が仕事を辞めてしまいそうな雰囲気であった

⁹⁹ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）83 頁。

¹⁰⁰ 前掲注〔98〕。

¹⁰¹ 法務省法務総合研究所編『〔平成 28 年版〕犯罪白書』（日経印刷、2016 年）83 頁。

¹⁰² 前掲注〔98〕。

¹⁰³ 前掲注〔66〕。

¹⁰⁴ 前掲注〔66〕。

¹⁰⁵ 全国就労支援事業者機構 HP「平成 28 年度事業報告」

（<http://www.siensha-kiko.net/index.php?url=jigyoku.html>）（2017 年 10 月 31 日閲覧）。

場合は、保護観察所の意見を聞くこともあるとのことだった。加えて、周辺の協力雇用主との連携を保つことができおり、過去にも自身の会社では合わなかった少年を他の協力雇用主に紹介し、そこで仕事が継続した事例もあるということだった。このように A 社は、社長自身が保護司であることも関係しているかもしれないが、保護司や保護観察所、周囲の協力雇用主との連携を保つことができているといえる。現状の協力雇用主に対する支援に関しては、奨励金の導入により、従業員の賃金を上げることができるようになり、徐々に上げることで従業員の仕事へのやりがいに繋がり、仕事に対するモチベーションが上昇したという。しかしながら、求める支援として A 社は、社会保険の加入の問題の改善を求めている。雇用したとしても長く続く場合もあれば数日、数か月でやめてしまう子もいるといった点から、就労が継続するかどうか不安定である。加えて試験観察期間中の少年の場合も短期間のために社会保険に入らなければならない。これらのことから、社会保険に加入してもすぐ辞めてしまう場合もあるため、企業側にとって負担がかかるという問題が生じるとのことだった。企業側に該当者が出院者であることを証明できるものがあればよいが、その証明書によって、その人が出院者であることが明らかになるためどのようにすればよいか考えているとのことだった。

②B 社（協力雇用主）

B 社では、現在雇用する際は、罪状等をあまり気にせずに雇用している。この点から、雇用する相手がどのような人物かというのはあまり知らないとのことだった。ゆえに雇用後に精神的な疾患を持っていたといった事実を知る場合もあるという。加えて、B 社は他の協力雇用主等の企業や保護司との連携は行っていないが、過去に社長が保護司をやっていたこともあり、どのように対象者と接するべきか熟知しているように感じた。その一方で、B 社が求める支援としては、就労支援事業者機構等の仲介の機関との密な連携を挙げていた。保護司が対象少年に有する情報と同じくらいの情報の開示をしてもらいたいとのことだった。自分から聞くことも必要だが、予め知っておけばより適切な対応の仕方ができるのではないかと伺った。例えば、突然辞めてしまった際、役に立つのではないかとのことだった。ある就労支援事業者機構では、この点に関して、個人情報等の問題もあり、本人が同意していない限り、就労支援事業者機構の方からは決して本人の情報は言えないという。この点から、ある就労支援事業者機構では、なるべく本人の口から伝えるように対象者に対しても働きかけているとのことだった。

③C 社（協力雇用主、職親プロジェクト参加企業）

C 社は、協力雇用主でありかつ職親プロジェクト参加企業である。C 社は、協力雇用主間での繋がりよりも、職親プロジェクト間での繋がりがあるという。C 社においても、A 社のように自身の会社では上手くいかない場合は、職親プロジェクトの他企業に繋ぐといった連携を行っている。他機関に対して求めたい支援を伺った際には、特にないとのことだった。これは、C 社の場合、少年を雇用して日は浅くなく、また多くの少年をこれまで雇用してきたといった経験則からどのように接するべきかを熟知していると共に、職親プロジェ

クト間での繋がりや構築がなされているからだと考える。しかし、このこと以上に C 社には社会福祉士や臨床心理士等の専門知識を保有する女性スタッフが 20 名以上いるということが大きいように思える。お話の中でも、社長自身があまり会社にいることができないときは、スタッフが少年の相談相手となっており、また社長自身も雇用した少年に対して相談することができて助かっていると伺った。

これらの会社に加え、今回講演をしていただく、株式会社えちご棚田文化研究所の社長である岩崎氏にも雇用する上で必要な支援点について伺った。

④株式会社えちご棚田文化研究所（協力雇用主、ソーシャルファーム）

雇用を継続するために必要な支援としては、賃金助成（収入）を挙げていた。具体的には、公的助成や寄付金あるいは生産物の販売や購入、売り上げに関する協力である。助成金などが長続きしてしまうと、企業側もそれに依存してしまうため、ビジネスが成立することが雇用を継続するうえで必要であるとしていた。この点、ソーシャルファームからソーシャルエンタープライズ¹⁰⁶へ向かうことを目指しているとのことだった。日本においてはソーシャルファームの商品を買うことが当たり前のことではない。このため、そのような商品を購入するシステムの構築が必要であると伺った。まずは、更生保護に関わる機関や人々がソーシャルファームの商品を購入するようになることを望んでいるとのことだった。

3、課題

これまで、雇用企業の形態や企業への支援の取組みの現状、実際に企業から伺ったお話を中心に述べてきた。ここでは、これまでも踏まえた企業への支援の取組みの課題について考えていきたい。

前項（2）において、支援の現状についてみてきた。確かに協力雇用主に対する就労・職場定着奨励金及び就労継続奨励金といった金銭面での支援は、協力雇用主を支えるといった面に関して大きな意義があるように思える。加えて、A 社でのお話の中でもあったが、このような奨励金によって、従業員の給料を上げることができ、対象者の就労の継続に大きく関わってくるであろう。このように奨励金の導入は、一定程度の効果を上げていることが分かる。

その一方で、特に新しく出院者を雇用する企業にとって、金銭面での支援は勿論大切であるが、それ以上に金銭面以外での支援も必要になってくるといえる。実際に企業へ雇用を継続する上で求めたい支援を伺った際、先述したように様々な意見が出された。このこ

¹⁰⁶ 社会的な目的をビジネス手法で行うものである。通常の賃金、労働条件で生産活動を行い、製品・サービスを市場で販売し、利益を事業に再投資する形で、社会的目的を実現させることを目指す。

障害保健福祉研究情報システム（DINF）HP「ソーシャル・ファーム（Social Firm）」

（http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/glossary/Social_Firm.html）（2017 年 11 月 18 日閲覧）。

ソーシャルファームはソーシャルエンタープライズの一つである。先述したソーシャルファームはあくまでヨーロッパにおける定義であるため、日本の実態とは離れている現状にあり、日本ではまだ障害者支援を目的としている場合が多く、刑務所出所者等を雇用しているケースはごくわずかであるとされる。

（http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/glossary/Social_Firm.html）（2017 年 11 月 18 日閲覧）。

とからも多くの機関や人々との連携が必要になっているように感じる。株式会社えちご棚田文化研究所の社長である岩崎氏も、現時点では保護観察に携わる機関や人々との連携の必要性はあまり感じていないが、事業に関する信用度を高めていくことを目的とした連携や説明の機会が必要であるとのことだった。加えて、D 社にもこの点について伺ったところ、先述したように D 社は、保護司と協力雇用主の意見交換会¹⁰⁷に参加していることもあり、企業と保護司との連携の場は必要であると考えていると伺った。

金銭面以外での支援である多機関での連携の中でも、雇用主が他の雇用主や保護観察に携わる機関や人々に対して、雇用した少年について相談できるような環境を作ることが重要になってくるのではないかと考える。前項で述べたように、少年が就労を継続しやすい環境を実現するためには、企業は、会社内で少年が社会人として成長するのを見守ることが必要なのではないだろうか。この点、長年、少年を雇用している企業や雇用主が保護司を兼ねている企業であれば、これまでの経験則から少年の対応の仕方を熟知しているであろう。C 社においても、自社のような長年、少年を雇用してきた会社は少年の対応の仕方に関してあまり他機関との連携は現時点では必要としていないが、新しく始めた会社にとっては必要になってくるのではないかと伺った。また、ある就労支援事業者機構においては、新規で対象者を雇用し始めた会社から、少年の対応の仕方などの相談を受けるとのことである。ゆえに、新しく出陣者を雇用し始めた会社では、対応の仕方を周囲に相談しながら雇用することが多いのではないかと考える。

現在、金銭面以外での支援に関して大きく関わっているのは、保護観察所や就労支援事業者機構であるといえる。企業が保護観察所から奨励金を支給されるには、報告書の提出が義務付けられているため、保護観察所では、以前よりも企業との連絡を密に取っている。このことから、雇用主側から、相談を受けることがあるという。一方、就労支援事業者機構では、保護観察期間が担当期間であることから、その範囲内であれば雇用した対象者に関する相談を企業側から受けることになる。しかしその一方で先述したように期間満了後において、「更生保護就労支援事業」の取組みの一つである職場定着支援は、現在被災三県を除き基本的には行われていない。このことから、当該事業の中での課題として、職場に定着するための支援や当該事業の実施庁が 20 庁にとどまっていることから、全国的な規模では行われていないことが挙げられている¹⁰⁸。思うに雇用先の確保はもちろん重要であるが、繋げた後、対象者がその職場に定着するかどうかが重要となってくる。この点から、就職した後にどのような様子なのかを話すことができる機会、場を設けることが必要なのではないかと考える。

一般的に少年とどのように接するべきかを熟知していると思われるのは保護司であるが、雇用主は保護司よりも少年と接する時間が多いように思われる。2015（平成 27）年に全国就労支援事業者機構によって行われた、協力雇用主を対象にしたアンケートにおける「保

¹⁰⁷ 本報告書 40 頁も参照されたい。

¹⁰⁸ 法務省 HP「再犯防止推進計画等検討会 第 2 回検討会 法務省資料」
(<http://www.moj.go.jp/content/001228404.pdf>) (2017 年 11 月 11 日閲覧)。

保護観察所等に実施してほしい支援」(複数回答可能)についてみると、最も多かったのは「経済的支援の拡充(奨励金の増額等)」(53.8%)、「公共工事入札等における加点等の優遇措置の拡大」(43.5%)、「雇用後、保護観察官や保護司等による訪問機会の充実」(42.9%)であった¹⁰⁹。このように現在行われている奨励金や入札優遇の措置に加えて、保護観察官や保護司等の訪問機会の充実も協力雇用主側から求められていることが分かる。

確かに、これまでみてきた、奨励金や入札優遇措置等の金銭面や仕事に関わる支援に加え、それ以外の面でも支援が行われることで、企業と保護観察所、企業と就労支援事業者機構といった関係性における連携の仕組みや、相談できる環境が整えられつつある。実際に、保護観察所が主体となった保護観察官や保護司、協力雇用主、就労支援事業者機構等による意見交換会は実施されており、加えて、保護司会単位においても意見交換会や勉強会を実施している地域があるとのことである。意見交換会の内容の一例としては、協力雇用主に関する制度の説明に加え、協力雇用主としてのこれまでの経験や保護司会と協力雇用主との連携の状況、刑務所出所者採用の具体例、職場定着に向けた効果的取組みといった幅広い内容が挙げられる。しかしながら、意見交換会の内容としては、固定化してしまっている地域もあるとのことである。現状、保護司と協力雇用主が話し合える場が存在するにもかかわらず、会合が固定化してしまえば、集まって話すという意義がなくなってしまうように感じる。このことから、現状を嘆くのではなく、現状抱えている問題をどのように解決していくべきかを話し合う場を設けることが必要になってくると考える。

以上の点から、金銭面、仕事面以外での支援に着目し、現在行われている意見交換会や研修会等の企業と他機関での集まる場をより広い機関の間での連携の場、中でも気軽に相談できる場を構築し雇用企業に対する支援の拡充を目指すこととしたい。

第3節 提言 ―企業を中心とした多機関会議―

1、目的

第2節で述べたように、協力雇用主に関してみれば、現状の取組みによって、保護観察所や就労支援事業者機構の企業への支援の取組みは広がりつつあり、企業と他機関の連携は取られつつあるが、その繋がりには限られた機関であるといえる。また職親プロジェクトに関してみれば、C社で伺ったように同プロジェクト内での企業間の繋がりがあり、雇用した少年に対して仕事内容等が合わない場合、他企業を紹介するなどの取組みは行われている。しかし、あくまでも企業間での連携が主であるように思える。一方、就労支援事業者機構や保護観察所は、協力雇用主を管轄しているため、協力雇用主ではない職親プロジェクト参加企業に関しては、接点が少ない。確かに職親プロジェクトは日本財団が管轄しており、主体が異なっているため、両者が接点を持つのは困難であるように思える。し

¹⁰⁹ 山田憲児・前掲注〔77〕18頁。

かしながら、後述する日本財団の連絡会議¹¹⁰においては行政側も参加していることや、協力雇用主であり、また職親プロジェクトに参加する企業もいることから全く両者に接点がないわけではない。そのため、このような機関や行政が入ることによって主体が異なるうえでの課題は解決できるように思える。また、理念や方針が異なるとしてもこの会議では雇用しているあるいは今後する出院者に関して就労を継続するためにどのように対応していくことが必要かを話し合う場である。それゆえ、どちらも出院者等の矯正施設出所者の雇用先という点是不変なこと、社会復帰支援を目指しているという点は同じであることから、協力雇用主や職親の垣根を越えて集まり、連携をしていくことが必要なのではないかと感じる。

したがって、この会議では現状協力雇用主を対象として存在する連携の場や職親プロジェクトを対象として行われている会議の利点を取り入れ、「出院者雇用企業」といった枠組みでの多機関との連携の場の構築を目的とする。それによって雇用企業へ支援を充実化すること、特に企業が様々な機関に対して相談できる場の提供を目的とする。

2、内容

ここでは、会議の具体的な中身について述べる。

(1) 会議の主体と参加団体

会議の目的から鑑み、就労支援事業者機構を主体とするのが妥当であると考え。就労支援事業者機構は、北海道は4か所、その他は各都府県1か所ずつ設置されており、2010（平成22）年度から刑務所出所者等の社会復帰のための事業を進めている¹¹¹。「更生保護就労支援事業」の実施庁は先述したように限られているが、就労支援事業者機構は全国に配置されているといった点や事業内容等からもこの会議の趣旨に合致するため妥当であると考え。

現在設けられている連携の場として関わっている機関として、協力雇用主に関してみれば、保護司、保護観察所、就労支援事業者機構が主に挙げられる。一方で、職親プロジェクト参加企業に関しては、日本財団、法務省、厚生労働省、NPO等が挙げられる。職親プロジェクトにおいては少年院職員も会議に参加することもあるが、協力雇用主と他機関での連携の場には参加しておらず、出院後に少年と関係を持つ機関との連携の場が設けられている。思うに、少年が出院後、社会において生活していくためには、出院前の様子がどのようなものであったかが関係してくる。そこで企業は、雇用する少年に関わらず、そもそも少年院に入院している少年はどのような生活をしているのか知ること、雇用している少年に対する理解も深まると考える。しかし、保護司や保護観察官は少年院を訪問するが、協力雇用主の研修会としては先述した通り、刑事施設は参観しているものの、少年院の訪問は希望者のみを対象としている。ゆえに、自主的に行かない限り、少年院内の様子を知る

¹¹⁰ 本報告書44頁も参照されたい。

¹¹¹ 全国就労支援事業者機構 HP「会員の構成」(<http://www.sien-sha-kiko.net/soshiki.html>) (2017年12月2日閲覧)。

ことができない。これらの点から、保護司や更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主に限らず、対象者を雇用する企業に加えて、少年院職員も連携の対象としたい。ここで連携の対象とするのは、雇用した少年が在院していた少年院職員といった制約はかけない。雇用した少年が在院していた少年院職員が参加することが、最も望ましい。だが、ここでの目的は、少年院での教育や少年の雰囲気、少年院で勤務し、少年と接している立場の人々からみた企業に対する少年との接し方に関する助言である。そのため、少年が在院していた少年院職員でなくともこの点は実現できると考える。少年院が会議に参加することによって、少年は施設の中ではどのような様子なのか、どのような指導を受けているのかという少年の雰囲気を企業側は知ることができる。

一方、保護司と雇用主の関係性についても近年、就労支援においてハローワークを通すことが多くなり、これによって、両者の関係性が希薄化している。そのような状況だからこそ、特に両者は顔が見える関係を構築する必要があると考える。また、新規に対象者を雇用し始めた企業においては、現状のように就労支援事業者機構へ相談できる環境を構築することは勿論のこと、長年対象者を雇用している企業との関係性を構築することも必要である。加えて、D 社でのお話の中で、出院者等がどれほどやる気があるとはいえ、ミスマッチが生じることもあるため、企業間での情報共有を行うことは必要であると伺った。しかし、東京において協力雇用主会は、範囲が広いことがその要因として考えられるが、6 団体¹¹²の組織にとどまっている。このことから、協力雇用主会が組織されていない地区においては、他の協力雇用主と交流することは難しい。このような背景から、職親プロジェクト参加企業における繋がり仕組みをこの会議に取り入れる必要があるのではないかと考える。

上記で挙げた機関や人々に加えて、雇用している少年も参加することも可能にしたい。先述した D 社の取組みのように、雇用された少年のみがそのような場に参加し話すことでプラスとなるだけでなく、他の企業や関係機関にとっても、実際に生の声を聞くことで何が働くうえで必要であるのかといった出院者でなければ分からない点も聞くことができると思われる。

(2) 会議の開催方法

この会議は、基本的には、更生保護サポートセンターの単位で行うのが適当であろう。会議の開催の場所の観点からも、ここを単位とするのが妥当であると考え。現在、更生保護サポートセンターは、少なくとも各都道府県に 4 か所以上設置されている。このことから、近い地区においては共同して開催し、その場合、場所は輪番制で提供し合うなどの方法が考えられる。また、会議は、少年院仮退院者の保護観察期間¹¹³や少年の就労継続期間の状況から、3 か月に 1 回程度行うことを目標とする。加えて、幅広い柔軟な対応や意見

¹¹² 23 区内では、板橋区、渋谷区、豊島区において組織され、多摩地区では町田市、八王子市、調布・狛江地区に組織されている。また、地域によって若干名称が異なる。

¹¹³ 少年院仮退院者 2,734 人中最も多いのは、6 月以内の 614 人である。

保護統計統計表 保護観察所 2016 年「開始人員の保護観察種別 保護観察期間」

(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001187444>) (2017 年 11 月 29 日閲覧)。

を期待できるという点から、基本的に任意で行う。この点、義務としないことで気負うことなく会議に参加し、硬くならず率直な意見を出すことができると考える。しかし、更生保護サポートセンターを単位とし、また複数の近隣の地区で共同し開催したとしても、保護観察所の数¹¹⁴と合わないといった問題点が生じる。この点、3 か月に1 回（年に4 回）開催のうちの1 回は、研修会のような形式をとり、保護司会連合会の単位¹¹⁵で行う。その際に、加えて保護観察所や少年院に参加を要請することでこの問題は改善され则认为。場所の問題についても年1 回のみ、別途場所を借りて集まることになるため、あまり負担にならないのではないかとと思われる。

（3）会議の議題内容

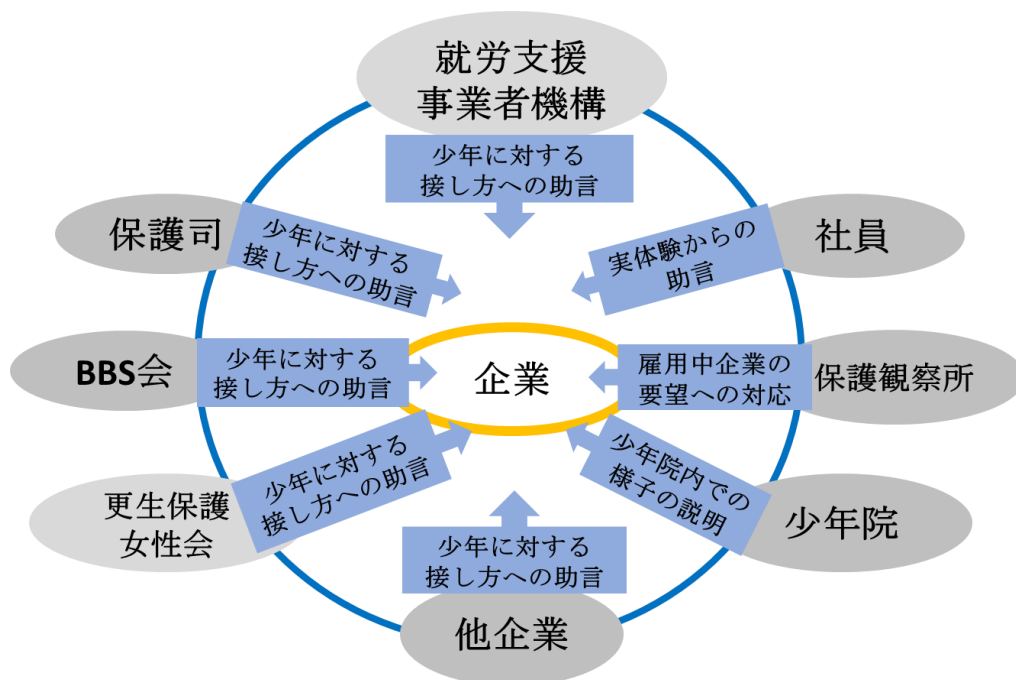
会議の具体的内容は、企業が少年を雇用する際の課題や悩みについてである。一人の少年に対して個別具体的に会議が毎回開かれるわけではない。この会議、研修会は、企業がこのような少年がいてどう接すればいいか分からない、あるいは遅刻してくる、約束を守らない等、雇用する上で問題があった場合や現状発生していない場合であっても今後どのように接すればいいかといった、将来に向け雇用し続ける上で必要なことを相談する場として位置づけたい。勿論、個別具体的な少年について話し合うことも可能ではあるが、厳密に各少年について個別具体的に会議を開くわけではない。

この会議において、多くの機関が集まることにより、他の企業の意見、就労支援事業者機構の意見、保護観察所の意見、保護司の意見、少年院の意見等様々な立場からの意見が出されることが期待できる。よって、これらの点について共有することができ、かつその共有は企業間だけでなく、保護観察所や少年院といった機関に対しても共有されることになる。このため、企業の意見も関係省庁にダイレクトに伝えることが可能になると考える。さらに、課題だけでなく、企業が行っている支援についても話し合うことで、特にソーシャルファームに関しては、事業への支援理解の場となり、さらに少年の就労の継続に向けた取組みを充実していくことも可能であろう。

¹¹⁴ 全国に50 か所設置されている。

¹¹⁵ 保護観察所に対応して設置されていることから、同じく50 か所設置されている。

図 8 多機関会議の連携の仕組み



3、まとめ

職場班では、少年院出院者の職場における受け入れ体制の強化を検討した。その中で、少年が継続して就労するための職場環境について考えたが、そもそもここで挙げた職場環境を実現するには、その環境を整える主体である企業への支援を考えていく必要がある。その一つとして、少年を雇用する企業が気軽に他機関に対し相談できる、話し合える場が必要なのではないかと考える。企業同士の繋がりも勿論必要であるが、それ以外の機関や人々との連携の場も同じように必要なのではないか。先述した保護司と協力雇用主との意見交換会に加え、実際に、福岡県では2014（平成26）年度から、保護観察所、警察、NPO、協力雇用主、ボランティア団体、県、市町村が集まり、会議をする場が創設された¹¹⁶。また職親プロジェクトにおいて参加企業に加え、法務省、厚生労働省、NPO等と就労状況や課題共有、解決策を協議することを目的とした連絡会議が実施されている¹¹⁷。東京連絡会議においては、毎回40名ほどが参加しているとのことである。このような例からも、多くの機関が集まる場の創設は現時点でも行われているといえるため、この仕組みを限定的に運用するのではなく、広い範囲で行っていく必要があるように思われる。

就労の接続への取組みが以前よりも充実されつつある状況であるからこそ、次のステップとして就労の継続を視野に入れた取組みについて考えるべきである。その点を考えてい

¹¹⁶ 法務省 HP 再犯防止推進計画等研究会 野口委員資料

NPO 法人 福岡県就労支援事業者機構「福岡県非行少年等就労支援事業協力事業者研修記録」14 頁。

(<http://www.moj.go.jp/content/001222540.pdf>) (2017 年 11 月 2 日閲覧)。

¹¹⁷ 法務所 HP「日本財団職親プロジェクト～官民連携の更生支援モデル構築に向けて～」

(<http://www.moj.go.jp/content/001225984.pdf>) (2017 年 11 月 30 日閲覧)。

く上で雇用する企業に関する支援について考える必要があり、現状の取組みで行われている機関を超え連携、情報共有することが重要であると考えます。また企業同士であっても、それぞれの就労の形態の特徴を踏まえたうえで、就労の形態の垣根を超え協力することが求められているのではないかと考える。

総括

1、研究報告

本研究のテーマは「少年院出院者の社会復帰への道」であった。第1章では、まず少年の再非行率・就学状況等具体的な研究発表をする上での基礎的なデータを記した。ここで注目すべき点は、少年に絞った理由及び出番の定義である。少年院出院者の再非行率・犯罪をする割合が依然として高いということ、刑務所に入所する者は少年院入院経験を有する者が多く、少年院出院者が刑事施設に入る前に社会復帰することが大事であること、私たちと歳が近いということ、成人よりも可塑性が高く、成人より社会復帰しやすい傾向があるという理由から本研究では対象者として少年院出院者に焦点を当てた。また、政府の掲げる「出番」を「少年が社会で活動、さらには活動する機会」と独自に定義付け、社会に馴染めていないと感じる少年への受け入れ体制の強化が必要であると考えた。

第2章では地域における少年の受け入れ体制強化に向けた取組みについて述べた。出院後の地域（ここでは職場は含まない）に着目し、少年が抱える愛着の問題・人間関係における愛着の重要性や非行との関係から、少年が受け入れられたり、共感し合えたりする心のよりどころが必要であるとした。少年院や保護観察所、保護司、更生保護サポートセンター、NPO 法人「セカンドチャンス!」、再非行防止サポートセンター愛知、全国こども福祉センターでの、少年の心のよりどころとなるような活動の現状を説明した後、社会復帰のために少年を受け入れる体制の強化を課題として挙げた。そして具体的には、スクールカウンセラーを仲介とした保護司等と学校との連携、当事者同士の繋がりを設けることと対人能力を身に付けることを目的としたサークル活動の創設を提言した。これらの提言から、社会復帰の主体である少年が自ら心のよりどころを見出せるような環境を整え、少年の「出番」を支えることを目指した。

第3章では職場における少年の受け入れ体制強化に向けた取組みについて述べた。ここでは、再処分となる少年の約半数が無職であり、無職者の再処分率は有職者の再処分率よりも高いことから、成人と同様に職が少年にとっても重要だとしている。そして本研究では課題として就労の「継続」の部分に焦点を当て、そのためのより良い職場環境とそれを実現するための企業への支援について研究した。少年が仕事を長続きできない理由は、対

人スキルの未熟さや忍耐力の欠如などの内的要因に因るものが多いと述べた上で、他の人よりも人間関係を構築することが苦手である少年や仕事の経験も不足している少年には、雇用後、少年が社会人に必要な能力を獲得していけるように働きかける姿勢が大切だとした。①少年が相談しやすい職場環境②少年が社会人として成長していくことを見守る職場環境③目標を持つように支援する職場環境の3点が継続へ繋がるのではないかと述べている。しかし、それには企業に多大な負担がかかることから、金銭的な支援は続けた上で、企業間での連携に加え、就労支援事業者機構や保護司、保護観察官、少年院職員、BBS会、更生保護女性会が集まり、企業が相談できる場の提供が必要であるとした。

本研究では第2章、第3章共に「受け入れ体制の強化」を検討した。そしてその結果「受け入れ体制の強化」には連携、情報共有が大切であることが分かった。連携がなぜ大事なのであろうか。理由は以下の3点が考えられる。1点目として、連携を行わないことで一つの機関に過度な負担がかかると、少年に対して十分な支援ができない可能性が生じることである。2点目として、機関の性質上行うことのできる支援とできない支援があることだ。例えば企業は少年を雇用できるが、元非行少年の接し方には慣れていないことが多いのに対し、保護司は逆に非行少年の接し方に慣れているが、少年を雇用することはできないケースが多い。3点目として、多くの機関が関わることで一つひとつの機関への負担を軽減させ、結果として新しく支援に携わる機関が関与しやすいことが挙げられる。例えば新しく関与する機関が、以前から少年と関わっている機関と経験を共有することで悩みを解消することが挙げられる。

関係企業を訪問して雇用者の方から感じたのは、元非行少年だから何をするか分からないので怖いといったことではなく、むしろ支援したいのに出院者に対してどう接していいか分からないということであった。元々虐待や育児放棄などの特殊な環境で育つなどして心に傷を抱えている少年が多く、非行少年に密接に関わったことのある人でなければ接し方を間違えるであろう。ほとんどの企業や非行少年と関わったことのない人はほぼ初めての経験で不安感に覆われているはずだ。接し方を間違えれば一瞬で関係が崩れかねない世界である。その中で少年の接し方に慣れている企業や保護司等との連携は重要になる。

以上を踏まえ、連携の例を各章から挙げる。第2章ではスクールカウンセラーと保護司の連携を通じ、学校との情報共有を図ることで、お互いが補い合いながら個々の負担を減らすことができるのではないかと考えた。また、第3章では企業、就労支援事業者機構、保護観察に関わる人々、加えて少年院職員が連携することで少年の受け入れ先として重要な役割を果たす場所となる企業に対しての支援が可能になるのではないかと提言した。

2、おわりに

まず、様々な機関に訪問させて頂く中で、生まれつきの資質、それまでの厳しい生活環境、そしてそこから形成された考え方、愛着形成における障害などの問題があるため、社会復帰には長時間を要し、簡単にできるものではないということを痛感した。

それを踏まえた上で、ここからは研究を終えてからの私たちの感想を纏める。

上述の総括部分で不安感の話をしたが、それは少年側にもいえることなのではないかと思われる。少年は就労してもそれを継続することが難しい。職の継続が難しいということは、協力雇用主を訪問しても「元々の性格だからしょうがない、逃げてしまったらもうそれっきり」と伺うことが多かった。個人情報に関係上連絡先も聞けない。最初はそんなものだと思っていた。しかし、ある方を訪問した時に、「彼らは適切な人との距離が分かっている。追いかけたら離れて、諦めたら付いてくる。」と仰っていたのを聞いて、私たちは思っている以上に少年が人との適切な距離の取り方を苦手としていることを実感した。先述した通り、虐待などの複雑な家庭環境により人間関係の構築を苦手とする少年が多い。やる気がないというよりも、社会に戻されて、自分はどのようにいいか分からない、自分のことを考えてくれていても信じていいか分からないのだと思う。逃げ出したり、嘘をついたりをするのはもしかして大人を試しているのかもしれないと思った。本当に信用できる大人なのか、本当に自分を思ってくれているのか、こう行動すれば相手はどう反応してくれるだろうかと考えながら敢えて周りが困る行動をしているのではないか。昔、地震の被災地で、子供達がボランティアの人にわざと暴言を吐いて困らせて信用できるかどうか試していたというのを聞いたが、それと似ているものを感じる。

従って、無論支援する側には難しいということは重々承知であるが、逃げたら追いかけない、個人情報も聞かない、保護観察期間が終わったらそれきり、それらの対応はもしかしたら少年にとってはとても悲しいことなのかもしれない。

誰もが人との心の繋がりを求めている。それは私たちも、過ちを犯してしまった少年も同じである。あくまでも理想ではあるが、少年に制度上義務的に行われていると感じさせない支援、当事者と支援者ではなく、人と人としての繋がりが重要であると感じると共に、この研究を終えてどこか私たちとは遠い世界の住人と思われがちな少年を改めて身近に感じた。